

商 工 文 教 委 員 会 会 議 記 録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

1 日時

平成29年12月7日（木曜日）

午前10時開会、午後5時13分散会

（うち休憩 午前10時56分～午前11時0分、午前11時1分～午前11時2分、
午前11時5分～午前11時5分、午前11時17分～午前11時17分、
午前11時17分～午前11時18分、午前11時19分～午前11時34分、
午後0時4分～午後1時1分、午後1時58分～午後2時8分、
午後2時17分～午後2時35分、午後2時54分～午後3時11分、
午後5時5分～午後5時5分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

上野担当書記、中村担当書記、安藤併任書記、岩渕併任書記、千田併任書記

6 説明のために出席した者

（1） 商工労働観光部

菊池商工労働観光部長、藤澤副部長兼商工企画室長、
押切参事兼産業経済交流課総括課長、八重樫雇用対策・労働室長、
戸舘ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、
高橋経営支援課総括課長、高橋産業経済交流課地域産業課長、
平井観光課総括課長、高橋雇用対策・労働室雇用対策課長、
鎌田雇用対策・労働室労働課長、
藤田ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
瀬川ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長

（2） 労働委員会

桐田労働委員会事務局長、小笠原審査調整課総括課長

（3） 文化スポーツ部

上田文化スポーツ部長、泉副部長兼文化スポーツ企画室長、
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、
工藤スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長

7 一般傍聴者

7名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第60号 過労死ラインの残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働同一賃金の実現を求める請願

イ 受理番号第62号 青年が将来に希望を持ち、安心して働き暮らせる岩手の実現を求める請願

(議 案)

ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

イ 議案第25号 岩手産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第26号 岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

エ 議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

オ 議案第5号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

(2) 労働委員会関係審査

(議 案)

議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

(3) 文化スポーツ部関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

イ 議案第23号 岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第36号 岩手県営運動公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

エ 議案第39号 岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

オ 議案第44号 岩手県民会館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

カ 議案第47号 岩手県営体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求め

ることについて

キ 議案第48号 岩手県営野球場の指定管理者を指定することに関し議決を求め
ることについて

ク 議案第49号 岩手県営スケート場の指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて

ケ 議案第50号 岩手県営スキージャンプ場の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて

コ 議案第51号 岩手県営武道館の指定管理者を指定することに関し議決を求め
ることについて

サ 議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

千田併任書記。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は審査の都合上、審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御
了承願います。

初めに、商工労働部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第60号過労死ラインの
残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働
同一賃金の実現を求める請願及び受理番号第62号青年が将来に希望を持ち、安心して働き
暮らせる岩手の実現を求める請願、以上の2件は関連がありますので、一括議題といたし
ます。

なお、受理番号第60号については、当商工文教委員会及び総務委員会にそれぞれの所管
に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれも国に対する意見書の提出を
求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いにつ
いて、総務委員会と協議が必要となる可能性があることから、総務委員会委員長と申し合
わせをし、受理番号第62号とあわせて最初に審査を行うこととしておりますので、御了承
願います。

また、当委員会の付託部分は受理番号第60号の請願項目のうち1、2及び4であります
ので、御了承願います。

当局の参考説明を求めます。

○鎌田労働課長 受理番号第60号過労死ラインの残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、
健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働同一賃金の実現を求める請願及び受理番
号第62号青年が将来に希望を持ち、安心して働き暮らせる岩手の実現を求める請願につ
いて参考説明を申し上げます。

請願に関する制度等につきまして順次説明いたします。お手元の参考資料 1 ページを開き願います。

1、労働基準法の一部改正につきましては、平成29年9月、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱が労働政策審議会で審議されまして、9月15日付でのおおむね妥当との答申を行っております。

主な改正内容といたしまして、時間外労働の上限規制、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大、特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の新設、著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設などが盛り込まれております。

(1)、時間外労働の上限規制につきましては、原則として36協定により週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を月45時間かつ年360時間とし、上限は法律に明記して、上限を上回る時間外労働をさせた場合には、次の特例の場合を除いて罰則を科すものとなっております。

特例として認められるためには、2から4までをクリアすることが必要とされておまして、年間時間外労働を1年間720時間とする。一時的に業務量が増加する場合最低限単月100時間未満、複数月平均80時間とするなどの内容となっております。

(2)、高度プロフェッショナル制度につきましては、本制度は職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門知識を必要とする等の業務に従事する場合、健康確保措置や本人の同意等を要件として、労働時間、休日、深夜の割り増し賃金等の規定を適用除外とする制度となっております。

(3)、裁量労働制の対象拡大につきましては、裁量労働制は業務遂行方法が労働者の裁量に委ねられている労働者について、労働時間の計算を実労働時間ではなく、みなし時間によって行うことを認める制度でありまして、今回の改正案では裁量労働制のうち企画業務型裁量労働制の対象業務に課題解決型提案営業と裁量的にPDCAを回す業務を追加するものとなっております。

次に、2、勤務間インターバル規制につきましては、本制度は勤務終了後から次の始業までに一定時間以上の休息時間を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保しようとする制度であります。

次に、3、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインにつきましては、平成29年1月20日、厚生労働省が策定したガイドラインになります。ガイドラインには、使用者の労働時間を適正に把握する責務、使用者の適正な記録、賃金台帳の適正な調製などが盛り込まれております。

次に、4、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の一部改正につきましては、(1)、不合理な待遇格差を解消するための規定の整備や、(2)、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化などが盛り込まれております。

次に、5、同一労働同一賃金のガイドライン（案）につきましては、本ガイドライン（案）

は、雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて策定されているもので、今後関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定するとされております。

ページをまたぎますが、(1)、(2)、(3)のポツ二つ目の基本給、ボーナスや役職手当、教育訓練につきましては、労働者の職務や職業能力、勤務実態などに違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じて賃金の支給等を行うこととされております。

(3)のポツ一つ目ですが、食堂、休憩室、更衣室といった福利厚生施設の利用や慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除・有給保障については同一の利用、付与をすることとされております。

次に、6、最低賃金制度につきまして、資料の3ページとなります。(1)、地域別最低賃金の決定は国の事務でありまして、本県においては岩手地方最低賃金審議会に諮問いたしまして、その答申を得て岩手労働局長が決定しております。

(2)、本県の平成29年度最低賃金は22円引き上げられまして、738円となっております。推移は表のとおりとなっております。各県に適用される目安のランクは、全国に四つございまして、岩手県は4番目のDランクとなっております。

次に、7、過労死ラインにつきまして、いわゆる過労死ラインとは労働災害である過労死と認定される労働時間の目安でありまして、厚生労働省では脳や心臓疾患による過労死の労災認定基準として、次の表の基準を示しております。

次に、8、長時間労働削減対策につきまして、厚生労働省では(1)、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底、(2)、過重労働解消キャンペーンの重点監督、(3)、監督指導・捜査体制の強化などの取り組みが行われています。

次に、9、無期転換ルールにつきまして、本制度は平成25年4月に施行された労働契約法の改正によりまして、同一の使用者との間で有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって無期労働契約に転換される制度となっております。4月以降該当する方に無期転換申し込み権が生じることとなります。

以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 今参考説明が行われましたけれども、請願項目に基づいた質問をしたいと思います。

受理番号第60号の請願事項の1、労働基準法について、裁量労働制の対象業務拡大と高度プロフェッショナル制度創設はやめること。これの最大の理由は、幾ら働いても残業代ゼロになると、いわば労働法制で一番大事なのは労働時間の規制なのです。これは、国際労働機関（ILO）が発足したときに、8時間労働制度というのが世界の大原則になって、そして今ではもうEUでは6時間とか5時間半とかになっていて、その労働時間の短縮というのが労働者の人権、生活を保障する最大の基準なのです。

ところが、この裁量労働制の拡大と高度プロフェッショナル制度というのは、戦前戦後

を通じた労働法制の一番重要な基本的原則を変えてしまうと、幾ら働いても残業代を払わなくてもいいというものです。そして、今出されている法案では年収一千何十万円という人たちが対象だと言っていますが、財界はそれを年収450万円ぐらいに引き下げたいと。いわば小さく生んで大きく育てると、これは労働者全体が行く行くは対象になりかねない。そういう意味でいくと、これは大変大きな、今までの日本だけではなくて世界の労働法制の根幹にかかわる問題だと思いますが、どう受けとめていますか。

○鎌田労働課長 この法案につきましては、国の審議会での議論でさまざまな意見が出ているということは承知しております。柔軟な働き方を可能とするという説明あるいは意見がある一方で、今斉藤委員からお話がありましたサービス残業あるいは長時間労働を助長するのではないかと懸念が示されているということを承知しております。

県といたしましては、今後法案につきまして、こういった議論も含めて十分に審議され、こういった懸念が払拭されることを期待いたしております。

○斉藤信委員 答えられるところと答えられないところがあるかもしれないけれども、この問題は労働法制にとって根幹、基本原則にかかわる大問題で、一度原則を壊してしまうと本当に労働者の生活と権利は守れないということになるので、私は本当にこれは許されないものだと思います。

第2の項目は、労働基準法改正についての項目になりますけれども、時間外労働の法的上限、月100時間未満、年間720時間とする政府案、この修正を求めると。今まで厚生労働省が残業の基準と定めていたのは、週15時間、月45時間、年360時間と、これは労働者が健康を確保できる基準と定めていた。本来ならこれで法制化すべきなのです。ところが、先ほどの説明にもあったように、月100時間未満を認めると。年間720時間、年間720時間というのは毎月60時間までいいということです。そして、月80時間を数カ月認めると。説明にもあったように、厚生労働省の過労死基準というのは、月100時間です。そして、月80時間を数カ月やった場合もこれは過労死基準になると。厚生労働省自身が今まで過労死の基準だと言っていた月100時間とか月80時間まで残業を認めたら、これは労働時間を削減するのではなくて、過労死まで働けと。これは規制ではなくて、とんでもないことになるのではないかと思います。

○鎌田労働課長 県では、国に対しましてこれまで長時間労働是正のための制度整備などを求めてきておりますので、こういった懸念についても国において議論が行われて、適正な時間外労働の上限となるように期待しております。

○斉藤信委員 よくもこんな労働時間の規制緩和というか、過労死ラインを超えるような法案を出すのかと、もうびっくりです。

それで、裁量労働制の拡大というのもありますけれども、これは政府の関係機関だと思いますけれども、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査で、裁量労働制で残業見合いの手当がなかったというのが40.6%。裁量労働制を実施している人の中で、4割は残業に見合う手当はないと。拡大されたら、ますます残業代ゼロの労働者がふえていくと。私

は、この裁量労働制というものの実態から見れば、これは規制することはあっても拡大するということはあるのではないかと思います。

(2)のところで、勤務間インターバル規制が11時間以上の連続した休息とあります。私は、これはILOもそういう方向を示しているし、EUでも既にそういう方向がEU指令で定まっているのではないかと思います。世界の動向をどう把握していますか。

○鎌田労働課長 勤務間インターバル規制の国際関係につきましては手元に資料がありません。

○斉藤信委員 勤務間インターバル規制は、国際的には常識、EUではEU指令でこれはもう原則になっていますので、私は、労働者が必要な休息をとって労働するという点で、この原則というのはきちんと本来明記されるべきものだと思います。

それで、先ほどの説明の最後のところで、無期転換ルールについて、これは通算5年を超えたときには労働者の申し込みによって無期労働契約に転換されるとありました。しかし、今どういうことが起きているかというと、トヨタ自動車株式会社とか大企業を中心に、5年になる前に6カ月間のクーリングオフ、いわば契約切れをつくるのです。そうすると、この対象外になってしまうのです。これはもう脱法行為ではないかと。

先日の国会でもこのことが議論になって、問題を政府は認めました。問題を認めるのだったら、これは法改正をして、5年働いたら自動的に無期労働契約に転換できるようにすべきだと。そして、大企業を先頭としたこういう労働法制の抜け穴をつくようなやり方というのは絶対にあってはならないと思うのだけれども、いかがですか。

○八重樫雇用対策・労働室長 無期転換ルールにつきましては、今委員申し上げましたとおり、非正規従業員の労働条件確保というような趣旨で、この平成30年4月から適用が始まります。

県におきましては、そういう趣旨にのっとってこの法律が適正に運用されるように、岩手労働局と連携をいたしまして、各広域振興局なども通じて県内各地の事業所にこのルールの徹底あるいは周知を図っているところであります。

○斉藤信委員 周知を図るのはいいのだけれども、抜け穴があって、トヨタ自動車などのような名立たる大企業が、さっき言ったように5年を前にして6カ月間契約を解除すれば、これらの適用にならないというようになっているわけで、私は県内でもこういう事態があればこれは許されないと思うけれども、そういうものも含めて指導しているのですか。県内の実態は把握されていますか。

○八重樫雇用対策・労働室長 抜け穴というのは、恐らく6カ月間をあげればという趣旨の意味だと思いますが、そういう労働契約の実態については、申しわけございませんが、把握はしておりません。

○斉藤信委員 これは、国会でも取り上げられて、政府もこれは問題があると認めました。本来なら問題があるのだったら、直ちにこういう抜け穴が行われないような法改正が必要だと思うのですが、大企業を中心にやったら、みんなこれをまねします。そういう

意味でいけば、この法の趣旨は無期契約への転換ということですが、先ほどの説明でも同一労働同一賃金とありましたが、実は法律の中には同一労働同一賃金という明記はなくて、そして正規労働者と派遣労働者、契約社員の賃金格差を認めるような法案になっていて、実際には同一労働同一賃金になっていないのです。そういう実態も含めて県が把握をして、県としても国にその脱法、抜け穴が行われないように声を上げていく必要があると思います。いかがですか。

○八重樫雇用対策・労働室長 まず、法の趣旨については、当然徹底をしなければならない、これが基本だと思っております。

あと先ほど労働課長からも説明がありましたが、本県では6月に政府にいろいろと要望しておりまして、その中でいずれ復興に向けて岩手県内の労働環境、雇用条件の改善について求めています。

そういった中で、本県の非正規従業員も含めた雇用労働環境の整備をするように、今後とも国のほうに要望してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 では、最後ですけれども、受理番号第62号の請願項目には、最低賃金の引き上げというのがあります。738円と本年度は決まりましたけれども、738円で1日8時間、月20日働けばどうなるかというとなら11万8,080円です。まさにワーキングプアをつくっているようなものなのです。これは岩手県内の労働組合も実際にどのぐらいかかるのか計算したら、最低限の生活のためには約25万円かかると。だから、この最低賃金は余りにも低過ぎると。政労使で時給1,000円に引き上げるという合意が以前あったわけで、せめて1,000円に引き上げるとというのが当然の緊急の課題になっているのではないかと。

岩手地域労働組合青年委員会のアンケートを見まして、非正規労働者というのは何に悩んでいるかというと、将来の人生設計が成り立たない、賃金が低過ぎる、だから結婚もできないとか、そういうことになるわけです。そういう意味では、これは地域別最低賃金というのは、結局どんどん東京都、首都圏と格差が広がる制度なのです。上げ幅も東京のほうが多く、やっぱり根本的な欠陥があると思うのです。やっぱり全国一律最低賃金制にして、せめて一度は政労使が合意した1,000円以上に基準に引き上げていくべきではないのかと思いますので、ぜひ請願については採択をしていただくように求めて、私の質疑を一応終わります。

○小西和子委員 では、私は1点のみ。高度プロフェッショナル制度というのがございすけれども、実は教職員はずっとこれで働いてきました。ですから、いかにひどい制度かということを実感しております。

始業時間から終業時間というものをまず把握していなかったわけです。その中で過労死をした教職員が県内でも何人もおります。管理職も働き方をきちんと把握していないというのが今の実態であります。やっとなタイムカードを導入してほしいという要求が管理職からも出ております。

9月定例会で、私が一般質問で話をさせていただいた30代で過労死をした教師がおりま

したけれども、その校長はポケットマネーでタイムカードを導入しました。そういうことはもう起こしたくないという思いで、全然行政が動かないので、そういうところまで踏み切っていますし、ほかの学校でも何校か教育委員会のさまざまな取り組みを待ってはいられないというので始めているところもあります。そうではなくてもこれから労働力が減っていく中で、それが労働者全体に広がったならば、健全に働ける労働者がどんどん失われていくということになります。

ですから、私は1点のみですけれども、高度プロフェッショナル制度を盛り込んだ今回の改定には反対であります。この受理番号第60号と、それから受理番号第62号の一部に賛成いたします。

質問ですが、教職員の働き方である高度プロフェッショナル制度について、皆様方は教育委員会ではないので、よくは御存じではないかもしれませんが、どのように捉えているのか伺います。

○鎌田労働課長 今教職員につきまして御質問がございましたけれども、教職員の状況につきましてはこちらではちょっと把握しておりませんが、いずれ教職員の長時間労働につきまして問題になっておりますので、こういったところも含めて議論が進んでいくことを期待しております。

○ハクセル美穂子委員 私から、これに関連して質問したいのですけれども、受理番号第60号と受理番号第62号の違いは、中小企業への支援拡充というのが入っているか、入っていないかという点もあるのかと捉えました。実際に、例えば同一労働同一賃金を岩手県で可能にするというためには、今本当にそういうレベルまで中小企業が売り上げを伸ばしていけるような状況になっているのか。そういったところについて県のほうでは把握しているのか、御質問したいと思います。

○八重樫雇用対策・労働室長 確かに賃上げする場合には、中小企業に経営体力が必要かとは思われます。

この後、当室でいわてで働こう推進協議会として調査したことについて報告させていただきますが、中小企業のそういった経営状況までは今回の調査では申しわけありませんけれども、把握をしております。

○ハクセル美穂子委員 私も中小企業の経営者でもありますので、実際に賃上げをしてあげたいと多分中小企業の経営者の皆さんは同じように思っていると思うのですが、現実的に売り上げが伸びていかないと、結局企業の首を絞めて全員解雇なんていうことになっては、それもまたいけないと思うので、私としては両方がきちんと両輪として、うまく回るような形で推進していくべきかと思っています。

早急に1,000円というのは結構ハードルの高い時給だと私も思いますけれども、今働き方改革も企業の経営者の意識改革が非常に重要だと思いますので、その点についても力を入れながら、少しずつ、片方だけの訴えだけではなくて、両方の声を聞きながら、ぜひ進める方向で頑張っていただきたいと思いますので、意見だけ言って終わります。

○高橋孝眞委員 よくわからない部分がありましたので、一つ聞きますけれども、最低賃金制度の中でAランクからDランクまであるわけですが、どのような基準でA、B、C、Dに分けてあるのかについて教えていただきたいと思いますし、これを統一するとどういう問題が起きるのかについても教えていただきたいと思います。

○鎌田労働課長 各ランクにつきましては、地域ごとに経済状況であったりとか、企業の状況であったり違いがさまざまありますので、それを類型化して、四つのランクを決めているというふうに聞いております。

全国一律とした場合、先ほどハクセル委員からお話があったとおり、岩手県ですと、例えば急に1,000円となった場合だとなかなか大変なところも出てくるのかと。逆に東京都であれば楽々クリアできるというところがありますので、地域差に応じない形になってしまうというところが、御質問のありましたデメリットになろうかと思います。

○高橋孝眞委員 ということは、最終的には経済情勢といいますか、地域地域ではランクをつけなければ厳しいのではないかという整理から始まってきているのだと、こういうことですね。

○八重樫雇用対策・労働室長 高橋委員のお話のとおりでございまして、こちらの最低賃金については、厚生労働省が諮問をしている中央最低賃金審議会というところがございます。その中で今言ったようなこと、地域分けが必要だという議論の中で、以前からそういう形で区分をしてきたという経緯がございます。

○郷右近浩委員 私も根本の根本から最初質問させていただきたいのですが、先ほど小西委員から高度プロフェッショナル制度について教職員等の話がありましたけれども、教職員に関してはイメージはそのとおりできるわけでありまして。例えばこの高度プロフェッショナル制度に係る専門的な方々というのは、大体どのような職種の方がほかにあるのかという部分をまずお知らせいただきたい。

○鎌田労働課長 今のところ想定されている業務につきましては、市場のアナリストであったりとか、あるいはプロジェクトのコンサルタントとか、かなり高度な専門職というように聞いております。

○郷右近浩委員 今回この制度創設ということで、恐らく対象となる職種自体もまだそのとおり固まっておらず、それがどこまで拡大するかというのは、先ほどの斉藤委員の質疑の中でも多くの方々が対象になってくるのではないかといったような疑念であったりとか、心配につながってくるようなものだと思っております。

確認したいのですが、先ほど斉藤信委員から、勤務間インターバル規制の質問がありました。その中でEU指令で明記されているといったような話がありましたけれども、それ自体の確認がまだとれないということでありました。ただ今回資料で勤務間インターバル規制がこのようなものだという説明をさせていただいております。この勤務間インターバル規制は、例えば都会であれば、もちろんこれは通勤時間等も含むわけであるでしょうし、またさらには交替制勤務があったりという中で、果たしてこれは実効性があるものなのか

を含めて、国ではこの勤務間インターバル制度についてどのように考えているのか。何か現状の流れみたいなものが、もしわかっているのであればおっしゃっていただきたいと思います。

○鎌田労働課長 説明の繰り返しになりますけれども、仕事が終わってから次の始業までの期間で、通勤時間も含んだ形でインターバルを設けましょうという制度になっておりますので、通勤時間の多寡によって、影響を受けるという制度にはなるかと思えます。

○郷右近浩委員 そうなると、例えば県内の企業等でもこうした影響というのはもちろん出てくるところ等はあると思いますし、また特にも個人商店であったりとか中小企業はなかなかそんなことは言っていられないような部分というのも多々あると思います。

これまで厚生労働省で話しております過労死ラインと今回の整合性が、勤務時間であったり残業時間等でもとれない中で、果たしてどのようなまとめ方をしていくのかというのが、今回のこの働き方改革に対しての私自身の思いというか、ちょっと問題だろうと考えているところでございます。

これは聞いてもわからないような気がするのですが、県として、例えばこのような勤務間インターバル規制を導入した場合、誘致企業、またさらには地元の産業、そして個人商店を中心とするこうした民間では、その中で生産性の向上を考えると、当然人手が欲しくなってくるというような混乱というか、それに対応できるような何か考えられるか、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○鎌田労働課長 勤務間インターバル規制につきましては、11時間の休息をとる例で申し上げますと、例えば朝9時が始業であればその前の日の夜10時までに、仕事を終わらないといけないという形になります。通常状況ですと、そこまで勤務時間が厳しいというのも統計的に見ると余り多くないのかというふうに思っておりますし、そういった生産性とか、あるいは人員の確保とか、人員の配置とか、あと労働者の健康ということで、両方の意見があるということは承知しておりますので、今後議論がその点も深まっていくのかと考えております。

○高橋孝眞委員 無期転換ルールですけれども、これが5年になった背景について教えてくださいたいと思います。實際上、使用者、労働者から考えますと、使用者側であっても1年、2年で十分従業員の能力はわかるわけですよね。にもかかわらず5年にしなければならなかったというのは、本来的にはおかしいのではないかと。自由民主党的に言うとおかしいのかも。それは使用する人間側から見ると変なのではないかと思うのです。そういう意味合いでは、5年とどうして決めたといいますか、その背景は何なのでしょう。

○八重樫雇用対策・労働室長 労働環境の整備という議論が国会でされて、それにつきましてはいろいろ議論が深まって、労働契約法第18条の改正が平成25年4月1日に施行されました。詳しいことはちょっと把握はしていませんけれども、実態としては、有期労働契約がかなり繰り返されているということです。国の資料によりますと1,500万人の方が有期労働契約で働いていて、その約3割が通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新して

いる実態があるという国の指摘がございます。そういったことで、平成25年4月1日にこの改正労働契約法が施行されて、まさに5年後に当たる平成30年4月1日から実際に適用になると一応解釈、認識をしております。

○高橋孝眞委員 今話を聞きますと、よくわからないという意味合いなのだろうかと思いますが、実際いろんな議論があって、この5年と決めたと思うのです。例えば高校なり大学を卒業して即入社しても、そういう契約社員といいますか、非正規の社員も多いわけですので、そういう部分から考えると、これは本来的にはおかしいのではないかというように個人的には思いますが、個人的にですから。

ただ、どうしてそういうことを含めても5年にしなければいけなかったかということを少し調べて後で教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○八重樫雇用対策・労働室長 ただいまの委員の御質問の件につきましては、厚生労働省等に確認いたしまして御回答申し上げます。

○郷右近浩委員 もう一点だけ。先ほど確認するのを1点忘れておりました。裁量労働制の、業務の遂行方法が大幅に労働者の裁量に委ねられる一定の業務にかかわる労働者、この労働者の範囲というか、想定されるのはどのような方になるのでしょうか。要はほとんど当てはまるといえば当てはまってくるし、そうでなければそうでないというように思うのですけれども。

○鎌田労働課長 今回追加される業務が課題解決型提案営業という内容と裁量的にPDCAを回す業務という2点ありますけれども、まず最初の課題解決型提案営業につきましては、法人を相手にして、それから法人のニーズを聞き取って新たに商品を開発するという企画立案を行う、そういった業務に携わる方とされております。

そして、裁量的PDCAを回す業務といたしましては、全社レベルの品質管理の取り組み計画などを企画立案いたしまして、その計画に基づいて調達とか、あるいは各工場の監査であったりとか、そういうような業務を行う方を対象とするとされております。

○郷右近浩委員 それで、新たに追加される方々という対象業務はわかるのですけれども、もともとの裁量労働制に当たる方々という部分も含めてお知らせください。

○鎌田労働課長 裁量労働制につきましては、一つは専門職、ITのシステムエンジニア（SE）とか、そういった専門業務型と、ホワイトカラーを対象といたしました企画業務型という、その2種類の類型がございます。専門業務型の裁量労働制につきましては今お話しいたしましたITのSEとか、あるいは研究者、そして新聞、雑誌の取材の編集の方とか、そういった専門性が高い方が対象となっております。

あともう一方の種類の企画業務型の裁量労働制につきましては、いわゆるホワイトカラーが対象となっております、本社で企画立案を行う方というイメージとなるかと思えます。

○斉藤信委員 若干今議論されたことについて、私は補足的に発言したいのですけれども、一つは最低賃金の引き上げと中小企業への支援ですけれども、受理番号第62号はこれをセ

ットで提案していると。アメリカの州の例では社会保険料の控除などをやって、最低賃金を1,000円以上に引き上げて、そうしたら労働者の賃金が上がって地域の経済がよくなって、税収もふえた。だから、今企業のほうもこの最低賃金に賛成ということです。だから、そういう形で労働者の賃金が上がることが地域経済を豊かにして、税収も上がる。この最低賃金の引き上げというのはそういう形で大きな効果を与える。今、余りにも日本の場合には低過ぎると思いますし、大企業と中小企業の関係でいけば、中小企業いじめというのが日本の経済構造の特徴で、大企業だけもうけて内部留保をため込んでいる。この内部留保を中小企業に回すような仕組みにすれば、十分最低賃金はヨーロッパやアメリカ並みには引き上げることができるのだと思います。

あと勤務間インターバル規制の問題については、実は3交代勤務などのような激務の労働者はどインターバル規制が必要なのです。だから、そういう意味でいくと、EUも世界でも基本的には今常識になっています。11時間というのは8時間寝て、あと3時間です。自由な時間は、たったそんなものなのです。これは最低の基準で、大体24時間というのは8時間働いて8時間休息して8時間の自由時間と。これが戦後の労働法制の考え方で、今EUの労働時間は6時間、さらに6時間から下がるようになっているのです。だから、そういう意味でいけば、日本が余りにもいびつだということは指摘をしておきたいと思います。

それから、裁量労働制の問題も議論ありましたが、やっぱり重大なのは一回導入すると今回のように次は対象拡大することなのです。高度プロフェッショナル制度もそうなのです。最初は年収1,075万円以上と言っている、これはさきの一般社団法人日本経済団体連合会の榊原会長が行く行くは400万円以上を対象にしたいと。あけすけにそういう小さく生んで大きく育てるという話になっていますから、一度この労働時間規制という最大の原則を崩せば、どんどんその対象を拡大される。労働時間の短縮というのは労働者の生活を守る上で一番大事な原則なのです。私は、そういう意味で高度プロフェッショナル制度、残業代ゼロというのは本当に最悪の制度だと思うので、ぜひこの請願に御賛同いただきたい。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第60号過労死ラインの残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働同一賃金の実現を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 この請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第62号青年が将来に希望を持ち、安心して働き暮らせる岩手の実現を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決を行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 では、再開をいたします。

先ほど商工文教委員会において採択と決定した請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に当委員会の単独で委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより意見書の文案を検討いたしますので、当職において原案を用意しておりますので、事務局より配付をさせます。

なお、ただいま採択と決定した請願につきまして、国に対して意見書の提出を求めるものでありますが、平成29年3月22日付で国に対して提出した最低賃金改正等に関する意見書に同趣旨の請願事項が含まれているところであります。参考までにあわせて当該意見書を配付いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

〔意見書配付〕

○城内よしひこ委員長 休憩をします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 では、再開いたします。

なお、同案中、項目3は当委員会の所掌事項ではありませんので、この場で意見書案から削除させていただきます。

ただいまお手元に配付しました意見書案をごらんいただきたいと思います。いかがでしょうか。

参考までに申し上げますが、昭和59年1月20日の議会運営委員会決定による意見書決議に関する発議案の提出についての申し合わせによれば、意見書決議に関する発議案の提出

においては、おおむね1年以内に提出された同趣旨の内容は避けるものとするとしてい
るところであります。

なお、この申し合わせは議員の発議権を制限するものではありませんが、当委員会とし
て今定例会における当該部分、項目6についての意見書の発議の取り扱いについて、あわ
せて御協議をいただきたいと思います。これらについて意見はありませんか。

○齊藤信委員 その1年ルール、申し合わせは、衆議院議員総選挙もあって新しい第4次
安倍政権ができたわけだから、内閣がかかわっているのだから、私はこの申し合わせとい
うのはそんな機械的にやるべきでないと。新しい政権に対して、きょう採択された最低賃金
の問題も含めて意見書案を上げるべきだと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。今の齊藤信委員のお話は、内閣がかわった
ので、1年ルールは適用しないで、項目を削除しないで入れて出すということですか。

○齊藤信委員 そうです。

○高橋孝眞委員 1年ルールが適用になるのではないかという項目はどこの部分ですか。

○齊藤信委員 最低賃金の引き上げ。

○城内よしひこ委員長 項目6のところ。

○高橋孝眞委員 ここを入れるか入れないかということ。

○齊藤信委員 出された案文には入っているということだな。

○城内よしひこ委員長 はい。

○齊藤信委員 だから、これでいいと思います。

○城内よしひこ委員長 一応そのルールを適用するかしないかということも御意見を求
めたところです。

○齊藤信委員 案文どおりでいいです。

○城内よしひこ委員長 よろしいですか。

○高橋孝眞委員 私はルールをきちんと守って、削除したほうがいいと思います。そうし
ないと、政権がかわれば常に出しますということになってしまう。

○齊藤信委員 しょっちゅう政権がかわるわけではないのだから。

○高橋孝眞委員 これからかわればすぐ出すというようなやり方から考えると、やっぱり
1年は1年として整理をしたほうがいいのではないかと思います。

○齊藤信委員 衆議院議員総選挙というのは、国政で一番大事なもののなのです。その結果
新しい政権ができたわけだから、新しい政権に県議会が意思表示するのは当然のことでは
ないですか。3月に出しているというのは前の政権なのだから、これは当然です。新しい
政権に対して、県議会が議決したことを削って出すなんて。大体これはあくまでも申し合
わせなのだから、ちゃんと県議会で採択されたものはきちんと意見書を上げると、それは
請願者に対する当然の県議会の責任です。削除することに何の大義があるのですか。

○高橋孝眞委員 ただ、そういう話になりますと、1年ルールというものはなくなってし
まうと、全ての請願そのものを全部受け付けて対応するということになってしまうと思う

のです。そういう意味合いから見ると、きっちりと今まで1年ルールとして対応してきたのだとすれば、1年ルールが適用される部分について削除すべきと思います。

○**斉藤信委員** 衆議院議員総選挙で政権がかわったということについて、どういう受けとめをしているのか。大体政権がかわったら、県議会で請願者から上げられて、議会が議決したものを届けるって当たり前のことではないですか。そんなにしょっちゅう衆議院議員総選挙ってやるべきものではないのです、今回は突然やられたけれども。しかし、それは国政で最大の行事なのです。だから、新しい政権に対して、請願者が求めたこの請願書について意見書が採択をされた。それを割り引いてやるなんていうことには、どこにも大義はないし、それは請願者に対して背を向ける行為だと思います。同じ政権であれば、ぎりぎり1年ルールがあるかもしれない。これ前もやったでしょうと。今違うのだから、内閣もかわっているのだから、国会の構成も変わっているのだから、これは当たり前のことです。やっぱり請願者の請願の権利に対して、そして県議会が国に物を言えるという意見書の権利を県議会自身が制約するなんていうことはあってはならないことです。そういう民主主義の大義から物事を考えるべきだと思います。

○**高橋孝眞委員** いずれ民主主義の大義といいましても、一定のルールがあってそれが行われているものだと思いますので、過去に1年ルールに抵触をしても意見書を提出した案件ってあるのでしょうか。

○**城内よしひこ委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**城内よしひこ委員長** 再開します。

今高橋委員のほうからお話のあった案件はあります。

○**ハクセル美穂子委員** 私は、1年ルールでやるべきと思っています。政権がかわったので出すということになれば、その政権の間は政権を基準に考えるということになると、例えば2年になる、3年になると出さないのかというようなことにもまたなるのかと思います。ここで一回そのルールを、3月まで待ってまた出すということももちろんできることなので、政権がかわったらというのであれば1年でかわったときと4年でかわったときというのもまた違ってくると思うので、私は1年ルールはそのまま適用するべきだと思います。

○**斉藤信委員** 私は驚くべきことだと思います。何が一番大事かという、県民の請願権を最大限保障すると。意見書というのは、県議会が国に物を言える権利なのです。岩手県議会が国に物を言う権利をみずから制限するという、こんなばかげた話はないわけ。そして、例えば我々が9月で改選があつて新しい県議会がつくられたと。そのときの意見書を上げたときに、前の県議会で上げた1年ルールを適用しますか。しないでしょう。県議会の構成が変わっているのだから。国の政府、国会の構成が変わったら、そこに物を言うのは当たり前のことなのです。だから、本当は県民の請願権を考えたら、それは半年でも何

でもここで採択されたら上げるべきなのです。私は1年以内のルールというのは、これ自体を規制するものだと思います。

ただ、今までは同じ政権のもとでは最大公約数でそういうことを申し合わせしてきた。申し合わせです。ましてや衆議院議員総選挙で政権もかわり、国会の構成も変わったら、かわったところに物を言うのは、当たり前のことではないですか。県議会の権利を制限していいのかという話です。民主主義というのは、最大限こういう権利というのは行使すべきなのです。だから、私はそういう意味で1年ルールというのは、県民の請願権や県議会の意見書の権利から考えたら、あくまでもこれはもうぎりぎりのなくともいいと思う。ただ、同じ政権ならそういうことでという申し合わせなのだから、今回は政権もかわっているわけだから、これは今までも前例があるということだから、やれないことではないので、しっかりやっていただきたい。

○ハクセル美穂子委員 私は、そういう考えだとすると、発議案のルールについてもきちんと整合性をとっていかないといけないのではないかというふうに感じています。請願を出す権利というような部分について、県に、国に意見を言うという権利について、そういうような考え方をこれから変更するのであれば、この請願の部分だけではなくて、発議案についてもそういったルールが県議会の中にありますので、その整合性をきちんととった上でやるべきであると思います。

○郷右近浩委員 その前にちょっと。そもそもの質問なのですが、この意見書案自体は受理番号第60号と第62号をまとめてということで、今読ませていただいております。この意見書案は表題自体、受理番号第60号の表題でも第62号でもなく、新たな表題にしていることでありますし、内容はおおむね両方網羅されていると拝見しております。そこで最低賃金の部分の扱いについてですが、今回この請願自体が労働環境全体論の話であります。本来、私自身は先例主義ですので、先例それから慣例の中で進めるべきだという思いを持っています。ただ全体論でこの働き方ということを意見書として出す中にあっては、例外ではないですが、今回は盛り込んでもいいのではないかというような思いをしているところです。

もちろんこれ自体を先例にするという話ではなくて、1年以内に出されている意見書等があれば、やはりその場その場で議論をしてということは、私自身が総務委員会委員長の時にTPPに関する意見書を1年以内に提出した経験がありますので、ある程度はやってもいいのかという気がしているところでございます。

○斉藤信委員 だめ押しで言いたいだけでも、県の先ほどの説明資料の1ページに、平成29年9月、厚生労働省は労働政策審議会に対して高度プロフェッショナル制度とか裁量労働制度の拡大を諮問したと。いわば9月の労働政策審議会の方向を受けて労働法制が改悪をされて通常国会に出されるという流れなのです。私たちは3月の後の話を今議論しているのです。だから、そういう意味では9月の労働政策審議会を受けてのそういう法案が通常国会には出されると、そういう中での請願ですから、これは上げなかったら大変な

ことになります。だから、そういうことも含めて対応すべきだと。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開いたします。

御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることとして決定いたします。

〔斉藤信委員「採決しなくていいのか。」と呼ぶ〕

○城内よしひこ委員長 休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 では、再開します。

異議なしと認め、意見書は原案のとおりでいいですか。

〔郷右近浩委員「いいです。」と呼ぶ〕

〔斉藤信委員「よくないでしょう。」と呼ぶ〕

〔高橋孝眞委員「ちょっと待って、どういうこと。」と呼ぶ〕

〔千葉進委員「採決しようとしていると。」と呼ぶ〕

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 それでは、再開いたします。

先ほどお示した原案のとおりでいいか、一度確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ハクセル美穂子委員 私は1年ルールを順守するということで、最低賃金は入れないと考えていますので、そのままではないということです。

○城内よしひこ委員長 今異議があるということでありましたので、起立採決を行いたいと思います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、項目3を削除すること等に係る文書の整理等については、当職に一任をお願いしたいと思います。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第3条第3表債務負担行為補正中、追加中11及び12、議案第25号岩手産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第26号岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働観光部関係、第7款商工費、以上の4件は関連がありますので、一括議題とします。

なお、審査の方法ですが、提案理由の説明は一括で行い、審査は議案ごとに行うことといたしますので、あらかじめ御了承願います。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○藤澤副部長兼商工企画室長 初めに、商工労働観光部の公の施設の指定管理者の指定関連議案について一括して御説明いたします。関連する議案は、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第3条第3表債務負担行為補正中、追加中11及び12、議案第25号岩手産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第26号岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてでございます。

議案（その1）の6ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正のうち、当部の関係のものは事項欄11の指定管理者による岩手産業文化センター管理運営業務及び事項欄12の指定管理者による岩洞湖家族旅行村管理運営業務であり、いずれも業務が翌年度以降にわたりますことから、岩手産業文化センター管理運営業務は期間を平成29年度から平成32年度まで及び限度額を1億4,300万円といたしまして債務を負担しようとするものです。また、岩洞湖家族旅行村管理運営業務は、期間を平成29年度から平成34年まで及び限度額を2,800万円といたしまして債務を負担しようとするものです。

続いて、議案（その2）の30ページから31ページをお開き願います。議案第25号及び第26号であります。現にお手元に配付しております資料、公の施設に係る指定管理関連議案一覧により御説明いたします。これら施設の指定管理候補者の選定につきましては、いずれも公募の手続によってのものです。以下、個別の施設ごとに順次御説明をいたします。

岩手産業文化センターについて御説明いたします。配付資料の2ページをごらん願います。本年7月11日に第1回選定委員会を開催いたしまして、基本方針、募集要項、選定基準等の決定をいたしました。この決定に基づき7月25日に募集の公表を行い、8月10日に開催した現地説明会には5者の参加があったところですが、最終的には1団体から申請がありました。

9月20日に開催した第2回選定委員会で書類審査及びプレゼンテーション審査を行った結果、配付資料の下段の審査の概要に記載しておりますとおり、施設管理計画が適切であり、十分な管理実績、能力を有していることなどから、現在と同じ岩手県ビル管理事業協同組合、株式会社JTB東北共同事業体が選定され、同団体を引き続き指定管理者として

指定しようとするものであります。

なお、指定管理期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

次に、岩手県立岩洞湖家族旅行村について御説明いたします。配付資料の3ページをらん願います。本年8月31日に第1回選定委員会を開催いたしまして、基本方針、募集要項、選定基準等の決定をいたしました。この決定に基づき9月13日に募集の公表を行ったところ、1団体から申請がありました。

10月25日に開催した第2回選定委員会で、書類審査及びプレゼンテーション審査を行った結果、配付資料の下段の審査の概要に記載しておりますとおり、施設管理計画が適切であり、十分な管理実績、能力等を有していること等から、現在と同じ盛岡市が選定され、同市を引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

次に、議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その3）の4ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、5款労働費の351万3,000円の増額のうち、3項労働委員会費を除いた320万4,000円の増額、7款商工費の393万2,000円の増額、合わせて713万6,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の25ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の管理運営費の増額は、職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。

26ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の職業能力開発指導監督費の増額及び2目職業訓練校費の管理運営費の増額は、いずれも職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。

次に、少し飛びまして、35ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の管理運営費の増額は、職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。

続いて、36ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の管理運営費の増額は、職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の公の施設に係る指定管理関連議案及び補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 御苦労さまです。

なお、斉藤信委員より資料の提供がありますので、配付させます。

〔資料配付〕

○城内よしひこ委員長 初めに、ただいまの説明のうち、議案第25号について質疑はあり

ませんか。

○**斉藤信委員** 産業文化センターの資料を事前にいただきました。産業文化センターは、私が今配っていただいた資料を見ると、正規職員はゼロ、非正規職員は7人ということですが、これで本当に産業文化センターの運営がまともに行われているものなのかと。

例えばこの資料の3ページのところに高度の専門性を有した人材を派遣し運営することができますと書いているのです。非正規職員で対応して高度の専門性を有した人材を活用できるのか、私は大変不安に思うのだけれども、これはなぜ非正規職員なのか、非正規職員の待遇はどうなっているのか、まずお示してください。

○**高橋地域産業課長** 岩手産業文化センターの職員についてでございますけれども、まず非正規職員のほうでございますが、岩手産業文化センターにつきましては施設そのものの業務は指定管理者のほうでは施設及び施設の維持管理、それからセンターの利用促進というところを主な業務としておりまして、業務内容といたしましては催事施設ということでございますので、催事の運営等の対応ですとか、それから施設そのものの清掃、設備等の専門業者とのいろいろ打ち合わせ等がございます。こちらのほうで指定管理者のほうにさまざま委託業務として行っている、仕様書の中では管理運営業務を実施するために必要な有資格者等適正な職員を配置してくださいという仕様書にしております。この仕様書に基づきまして、主に資格として必要なのは施設管理という部分がございますので、ボイラー技士ですとか、それから建築物環境衛生管理技術者、さまざまそういった資格を有する方を配置してくださいという仕様書でございます。指定管理者において管理運営が適正にできるような職員体制が整っているものと考えております。

それから、待遇につきましては、7名の方が岩手産業文化センターの職員としておりまして、指定管理業者のほうの1年契約職員という形で雇用しております。本人の御希望があれば毎年更新しているという状況でございます。

○**斉藤信委員** 7人が1年契約社員と、本当にひどいですね。それで県の施設が運営されているということに、私は大変驚きを感じております。この3年間の実績はどうだったのですか。3年間指定管理をして、どういう成果、効果を上げたのか、上げていないのか、そのことを示してください。

○**高橋地域産業課長** これまで3年間の成果でございますけれども、指定管理者によりまして、岩手産業文化センター（アピオ）そのもののサービスの向上という部分もございまして、一つに住民サービスの向上というものがございます。さまざまな利用料金の割引ですとか、それから窓口の運営体制という部分で、これまでサービスに応じてさまざまな利用時間等の対応をしているところでございます。

それから、自主事業ということで、アピオの屋外の施設を活用したグラウンドゴルフという自主事業等を行いながら、さまざまそういった地域住民のサービス向上に向けた取り組みが進められてきたところでございます。

○**斉藤信委員** 全然具体性がなかったのだけれども、この資料の大きい文字のページ番号

でいくと10ページに、職員の配置についてこう書いています。館長以下3名の管理職を配置して業務別の二つの部門を設置しますと。これは館長、管理職含めて、みんな1年契約の職員なのですか。

○高橋地域産業課長 長い人で1年の契約になっております。

○斉藤信委員 そうすると、館長、管理職を含めて1年契約の職員だと。本当に考えられないね。岩手産業文化センターの館長以下、1年雇用だと。

そして、11ページを見ると、その館長は指定管理実務1.5年です。1.5年の経験しかないということですよ。これで頭にあるような高度の専門性を有した人材の派遣って何なのでしょうか。本当にそうなのですね。館長、管理職を含めて、これが高度人材の派遣なのですか。

○高橋地域産業課長 今回の指定管理者になっておりますのは、岩手県ビル管理事業協同組合と株式会社JTB東北の共同事業体でございます。職員につきましては、今申し上げましたとおり1年の契約職員ということで、館長につきましてはちょっと途中で人がかわったということで短い期間ですけれども、ほかの職員では10年とか9年とか長い職員の方も、本人の希望に応じてそれぞれ更新を進めているところでございます。

それから、先ほど申し上げた2者につきましては、それぞれ得意とする専門性を有している事業体でございまして、さまざまアピオの維持管理をする場合には、岩手県ビル管理事業協同組合はいろいろ専門性のある構成員の企業でありますので、メンテナンスについてはそういったところが専門性を有しているということです。それから利用サービスの向上につきましてはJTB東北がさまざま大規模なイベントの誘致ですとか、そういった専門性のあるノウハウもあるところが指定管理者になっておりますので、運営の中でフォローしている状況でございます。

○斉藤信委員 22ページの3カ年の収支計画を見ますと給料手当1,453万円ですね。7で単純に割って200万円です。だから、恐らくこれは管理職とその他で差があるでしょうから、もっと待遇はよくないということになると思うのだけれども、産業文化センターはなぜ3年の指定管理期間になったのか。

あと1者しか申請しなかったとなると、競争がなくなりました。本当にこれで指定管理制度は機能しているのかと私は思うのだけれども、どうなのですか。

○高橋地域産業課長 まず、3年間という指定管理の期間でございますけれども、理由としましては、特に、催事とか展示施設という性質があります。景気動向とか、それからさまざまな地域経済の動向等によりイベントの開催状況が大きく影響するということが一つございます。それから御存じのとおり岩手産業文化センターが東日本大震災津波の際にはさまざまな物資の供給施設ということで活用された後に、イベントが入ってきたのですけれども、大規模な復興イベントが数年来続いてきた中で、最近はそういったイベントも非常に減少傾向にありまして、利用料収入も大分減少してきているという中で、長期の収支見通しが難しい状況がございまして、今回3年間という指定期間を設定したところでござ

います。

それから、なぜ1者かというところがございますけれども、先ほど副部長のほうからこれまでの経緯を資料のほうで御説明しましたとおり、公募をかけた後、8月10日に現地説明会を行った際には5者ほど参加いただいているところがございます。その後最終的には1者というふうな形でございますけれども、競争原理で公募した上で、こういった現地説明会にも5者来ていただいているという状況の上で決定したところがございます。

○齊藤信委員 長期の収支見通しが難しいので3年にした。図らずも私はここに今の指定管理制度の行き詰まりが出ているのだと思います。それを県として全然検証もしない、打開策も示さないで、ただ指定管理とすることいいのかと。ましてやみんな1年雇用の職員です。部長、こういう指定管理でいいのですか。長期的収支の見通しが立たないと、今は指定管理をこのまま続けるというところに何の策も感じないのだけれども、やっぱり真剣に、今この指定管理のあり方、産業文化センターのあり方というのを県としても検証し、責任を持って打開の方向を示すべきなのではないですか。

○菊池商工労働観光部長 指定管理によってアピオを運営していることについての御質問でございますが、指定管理制度の目的といいますか、導入の目的はそもそも低コストに、しかも民間活力、民間の創意工夫です。今まで行政にありがちな、もしかすると高コスト構造に陥っていたかもしれないところを打破して、それまで行政がかけていた、その施設管理運営に回っていたお金の少しでも福祉とか教育とか、そういったものに回するような、行財政改革を進めるという一環の目標で指定管理制度を進めているわけですし、明文化していませんので私見でございますが、当然従前の行政コストと比してより低廉で、なおかつより生産性のある、そして県民サービスの向上をもたらすことが可能であるといったリーダーチャート的なそれぞれの指標、目標意識があって運営しているものでございます。したがって、できるだけ低廉に効率的に運営してもらうというのが基本です。そして、行政サービスでは思いつかないさまざまな創意工夫をしていただいて運営してもらう。ですから、委員がおっしゃるように相当程度の期間を置いて、長期的な経営見通しに立ってこの指定管理施設を運営してもらうことがもともと重要ではございます。

ただし、先ほど地域産業課長のほうから説明しましたけれども、震災以降いろいろな激変が起きておりまして、また市場環境も、話はちょっと変わりますが、先ほど齊藤議員がおっしゃった民間の市場の動向はデフレ基調でございまして、なかなかお金をかけないという民間の経済の動きもある中で、微妙な県民サービス施設でもあり、なおかつ収益性を求められる施設の運営ということで考えた結果、3年間の運営でまずはやってみるのが妥当ではないのかと。そういうことで民間活力が3年間という期間であれば、ある程度の見通しを持った経営計画が作りやすいのではないかなというようなこともあつての設定でございまして。

○齊藤信委員 部長はいろいろ言ったけれども、結果的には長期的収支の見通しが難しいというのが今の現状で、3年の指定期間になったということですね。結局低コスト、こ

れは正職員が全く誰もいない、1年雇用の結果がこういうことになっているし、競争相手がいないと民間活力も働かないと、私はそういうふうになったのではないかと思います。指定管理になって何年ですか。やっぱりこのパターンは、最初は一定の効果は発揮したかもしれないけれども、このまま10年以上たつともうどっちも行き詰まってしまったというようになりませんか。

○高橋地域産業課長 指定管理につきましては、平成18年度からスタートしておりまして、3カ年の指定管理期間を踏まえまして、今回は第5期目ということになりますけれども、今年度で12年目になります。

さまざまこれまで部長のほうからも御答弁申し上げましたとおり、指定管理料等を含めましてコストが大分削減されてきたという経緯がございますし、先ほど申し上げましたとおり、指定管理になってから非常に住民サービスというか、サービスの向上が図られてきたというところで、大分アピオについては認知されてきているという状況がございます。

ただし、御指摘のとおり利用料金制を採用しながらも、収支の部分では長期的な見通しがなかなか厳しいこともございまして、今回はアピオについては3年間という設定でございますけれども、県とその指定管理のもとでさまざまそういった点について随時打ち合わせし、今年度はそういった部分もスタートしておりますので、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 これで最後にしますが、例えば22ページの収支計画を見ると、委託が多いのだよね。清掃とか警備とか、設備管理、これは6,012万円、再委託になるのですが、大体この指定管理会社が岩手県ビル管理事業協同組合ではないですか。だから、そこに再委託するというふうになっているでしょう。自分のところで直接やればいいのに。同じ組合なのに、この再委託は結局自分が受けたところに再委託というようになっているのではないのでしょうか。

それと、盛岡市内で言うと盛岡市総合アリーナ（タカヤアリーナ）がいろんなイベントができるように改装されて、産業文化センターに行かなくてもそれなりの規模のイベントができるようになった。情勢の大きな変化だと思います。それだけに産業文化センターの位置づけ、役割、今までにない工夫、努力がないと、これはうまくいかないのだと思うので、ただ3年間、また指定管理というマンネリを継続する時期ではないのではないかと思います。改めてまた最後に部長にこのことをお聞きして私の質問は終わります。

○菊池商工労働観光部長 御指摘のように、産業文化センターができた時代の施設の使命と現在の状況については変わっているのは御案内のとおりでございます。指定管理で産業文化センターをこのまま維持していくかどうかということは大きな県政課題になってくるとは思っております。

一方では、先ほど説明申し上げましたが、震災時の機能といったものもありまして、今後どうしていくかということはお答えできませんが、あの産業文化センター、アピオを今後県民はどういうふうに使っていくのか、そのために行政はどう生かしていくのか、その

管理運営の仕方はどうであろうかというのは今後考える必要があるという認識はもちろん持ち合わせておりまして、事務的にはいろいろな検討はしているところでございます。そういった状況でございまして、今確たるお答えもできませんし、また委員と状況を共有しているということを申し述べさせていただきます、答弁とさせていただきます。

○城内よしこ委員長 昼食のため暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○郷右近浩委員 岩手産業文化センターの指定管理のことについてであります、私からは、さまざまな記載もあるわけですが、今回の団体が指定を受けた経緯につきまして、当初5団体の施設見学があった中で、なぜ実際の申し込みとしては1者しかなかったかという部分について、まずお聞きします。

○高橋地域産業課長 今回指定管理者の公募につきましては、8月に公募したところなのですけれども、現地説明会につきましてはお配りした資料に記載のとおり8月10日に現地説明会をした時点で5者の参加があったところでございます。提案そのものの申請受け付け期間が下の欄にあります8月10日から8月25日で、現地説明会をした上で、それで提案する、しないというところを御検討いただく中で最終的に出たのが1団体という結果でございます。こちらのそれぞれ参加された団体での出す、出さないという判断だと思うのですが、そういった結果になったところでございます。

○郷右近浩委員 一回で聞けばよかったのですが、これまでも指定管理者につきましては、今回の商工労働観光部で議案としているもの以外の施設でも、毎回同じ団体がそれぞれの指定管理をとられているということがよく散見されるのですけれども、今回もほとんどが商工労働観光部以外も含めてそのような状況であります。これはほかの団体がそもそも興味を持たないで、1団体のみの応募ということもありますし、また、このようにせつかく5者が現地説明会に来て、それでも結局申し込まないといったこともあります、この原因についてどのように考えておられるか。例えば魅力がないというのが一番なのか、そうした部分についての原因をどのように把握しているかお聞きしたいと思います。

○高橋地域産業課長 今回提案がなかった団体につきましては、それぞれ個別に聞いているわけではないので、把握できているところではありませんけれども、御承知のように岩手産業文化センターは昭和60年に供用開始しまして、施設規模もあのとおり大きい施設でございます。先ほど来利用料収入も減少していく中で、やはり施設のものが大分老朽化しているという部分もいろいろございまして、これまでやはりずっと指定管理者でやってきました岩手県ビル管理事業協同組合とJTB東北が引き続き、最終的には応募ということで、魅力がないと言えばそうかもしれませんが、やはり年数がたっている施設という部分も原因としてあるのかと考えております。

○郷右近浩委員 管理計画及び収支計画書で提示されている部分についてなのですが、そ

もそも例えば全般的な管理運営についても基本方針として県内外の展示会、会議、大会、各種イベントの誘致であったり、またさらには施設の利用促進に関してもそれぞれのグループ企業の強みを生かして誘致及びプロモーション活動、またさらには県内の大学に対し学生のセミナー等の利用やスポーツ大会の誘致と、このような形で並べておられますけれども、ただ、この団体が指定管理をした際に、何となくこの直近の３年間の事業報告等を見ますと毎年同じようなことの繰り返しになってしまっていて、マンネリではないですけども、新しいことをやろうとするような発想というのが正直言って私には見受けられないものであります。その中でこのような計画書を出していただいたときに、県としてその部分をどのような評価というか、やるという申し出はそのとおりだと思うのですが、しかしながら現実に直近３年間、その団体がやっていない中で、その方々にまた次をお願いするときに、県としてももう少しこのようなことをしてはどうかという注文であったりとか、そうしたものの考え方をやりとりするような場面というのはあるのでしょうか。

○高橋地域産業課長 委員御指摘のとおり、先ほどお話ししましたように指定管理者は今回４期目と、次が５期目になるのですが、これまで１２年間指定管理してきた中で、選定委員会を２回ほど開催して、今回の指定管理者を決定したところでございますけれども、やはりどうしてもそういった施設運営のマンネリ化の傾向があるのではないかという御指摘も頂戴しているところでございます。

それで、先ほどちょっとお話し申し上げましたけれども、施設そのものの運営を考えた場合に、やはり県としても一緒に利用促進とか、そういった管理運営含めてさまざま情報交換する機会を、今回の指定管理期間に合わせずに本年度は年度当初から実はいろいろ災害拠点施設のマニュアル的なものの見直しもかけながら、利用促進についてもさまざま協議を進めて、より住民に近いような形で利用促進できないかどうかとか、それから環境整備としてＷｉ－Ｆｉなどを整備しながら、幾らかでも利用しやすいような施設運営というのを目指しているところでございまして、それらについても現在取り組みを進めているところでございます。

○郷右近浩委員 やはり確かに老朽化という側面もありますが、せっかくある施設を最大限有効に生かすと。指定管理というのはもちろん先ほど部長のほうからもお話がありましたとおり、低コストであったり、また民間活力であったり行財政改革であったりと、いろいろな側面があることは私自身もそのとおり了解しております。ただその中でもやはり有効に使っていくといった側面というのをもさらに取り入れていただきたいと思うわけでありまして。その中で今回管理料が増額になっております。前３年間は１億３,５００万円といったものが、それが今回１億４,３００万円ということでプラス８００万円の増額になっております。これに対して、こちらの団体から提示されております指定管理料の額の希望については４,６９０万円掛ける３年間ということで、１億４,０７０万円という金額になるわけでありましてけれども、だとすると何かそこに業者がこれでやれるといった部分に対してさらに上乗せしてあげているといったように見えるわけでありましてけれども、これはどのような考え方で上乗せに

なっているのか、その点をちょっとお教えいただきたい。

○高橋地域産業課長 指定管理料につきましては委員の御指摘のとおり、4,690万円と計画出ているところでございまして、今回3カ年の債務負担行為額ということでそれぞれ計算したところ、基本的には100万円単位というところで切り上げになっている部分があって、若干増になってございますけれども、さらにその上乗せしている理由としまして、平成31年10月から消費税10%に引き上げられるという部分を見込んだということもございします。それらの増の部分と、それから基本的にアピオにつきましては、利用料収入を前提に運営していくということがございますけれども、どうしても施設の維持ですとか、そういった向上の部分を考えて、今回の指定管理料はその分を上乗せしております。

○郷右近浩委員 実は、私はこここのところは、先ほど午前中に斉藤委員から話のありました非正規職員というか臨時職員というか、そうした形で雇用されている方々に対し、もちろんその方々が専任ではなくても、給料として幾らか手当がふえるなり、そうしたような待遇改善等も含まれているのと若干思ってはいたわけでありまして。

それにつけても利用料収入が減っている中で、午前中に部長からもお話がありましたグラウンドゴルフに関しては、私も何度か足を運ばせていただいた際に、グラウンドゴルフをやっておられる方が本当にたくさんいらっしゃるって、その部分をさらにやっというふうな意思是今回のこの企画書からも読み取れるわけでありまして。ただ、きちんと明記されていませんが、1人当たり200円の収入でということとざっと計算すると平成28年度、平成29年度の収入については大体100万円ぐらいの収入であるのに対して、それを今度は200万円の収入という見込みで書いていると。一生懸命頑張って、倍ぐらいの人に集まっていたと、そしてお金を落としていただくといったような考え方であるということでは物すごく、もちろんそのやる気に対しては評価するものでありますし、これは多分、実施事業の収入が少なくなるから、そこに応じてやるという考え方もあるかもしれませんが、そうした施設を使って自分たちがちゃんともうけると言ったら変ですけども、そこからお金を生み出すといったような形にさらに誘導していただきたいと、そのように思うわけでありまして。

前段に話ししました職員の給料改善というか、待遇改善にも何らかの、例えば今回指定管理料を上げるといったような部分で何か反映させてほしいなり、そうした意向のようなものというのは県から何か考え方を出ているかどうかは1点と、それから、それぞれの施設で、実施事業なりでもっと頑張ってほしいということで、そのことについて県から話してみたり、そうした部分はあるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○高橋地域産業課長 まず、指定管理料の給与の部分についてでございます。給与につきましては県の賃金統計をベースにいろいろ積算しているという経緯はございますけれども、今回の岩手産業文化センターにつきまして午前中の答弁のとおり、1年更新でずっと考慮してきたという経緯もございます。実績がある程度積み重なっているところがございしますし、それからあとはやはり同じような方が実質更新ということでして、この期限につつま

してはこちらのほうから特にこうだという部分はお示ししているわけではございませんけれども、運営していく上で、働いている方の待遇ですとか、そういった部分の条件面についてはチェックシートを使いながら、協議を進めながらやっているところでございます。そういった全体のところを考慮しながら指定管理料については算定しているという状況でございます。

それから、自主事業につきましては、利用料金制度ということで先ほど申し上げたとおり、やはりある程度指定管理者の経営努力も認めるような形で、あくまでも収益を上げればというのは、自分たちのプラスになるようにという制度でございます。グラウンドゴルフは年々参加者もふえてきて、通年ベースでグラウンドゴルフの事業が組まれているというところもありまして、次期はやはり利用料収入をちょっと多目に見込んで、幾らかでも経営のほうに役立てるような形で、こちらのほうでもそれらについてはいろいろと相談しながら進めているところでございます。

○郷右近浩委員 今回の指定管理者の指定については当部以外にも、多くの施設が3年ごとのちょうど更新期で、たくさん出ております。正規職員を使っているところ、また非正規職員の割合が比較的多いところがある中で、非正規職員を含めて、ぜひ正規の職員の方を置きながら、そして本当にきちんとその施設を使ってお金を生み出すなり、その施設が有効に利用されると、そうしたことにさらに力を注げるような、そうした環境をつくっていただきたいということを意見として申し上げまして、終わりにします。

○田村勝則委員 齊藤委員、また郷右近委員と重複するようなところもあるわけですが、基本的にこの産業文化センターの有期採用職員の年齢は何歳になっているのでしょうか。働き方改革の部分では、本当に悩ましい状況は先ほどいろいろ議論がなされたとおりでであるというのは私も承知しているだけに、ちょっと年齢的にどういう方々なのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、指定管理者の場合にはどうしてもこれだけ施設が多いとマンネリ化していってしまう部分がありがち——ないということも言えないし、そういう部分でありがちという言葉を使わせていただきたいと思いますが、ありがちになると思います。

この11ページの資料を見ますと、1番に組織体制で特にアピールしたいことがあれば御記入くださいというところに、施設管理、営業イベントマネジメントで高度の専門性を有した人材を派遣し、適切かつ質の高い管理運営が可能だということが書いてあるわけですが、この中身と、もう一つありますね。16ページには3カ年の収支計画書の中で当施設の優位性、PR施策の支出増といっためり張りのある経費運営を行いながら管理運営をしていくのだというようなことも書いてありますが、これをそのまま読めば、これからの向こう3カ年の指定管理者の予算書にも当然反映してくるべきでないかと、私自身はそうように単純に考えてしまいます。

そこで、通年で継続的に行われるグラウンドゴルフの事業は、今非常に人気のある中高年のスポーツですから、これはここだけに限らず、非常にまだふえていく。前期高齢者も

ふえていくわけですから、そういう意味ではふえていくのはもう間違いないと思うのですが、けれども、新たな事業として3カ年の中でこういう部分で自主事業として取り組んでいきたいのだというようなことが盛り込まれてもよかったのではないかというふうに読ませていただいて、思ったところでございます。

そこで、県としても自主事業の予算書に県からの指定額を記載しているというようなことになっているわけですが、この基本的なところの指定額を記載するに当たっては、どのような議論を積み重ねながらこのような計画になっているのかということと、3カ年の中で県とすれば指定管理者にこういうことを望んでいるのだということも書いて、そしてまたこっちもそれに向けて指定管理者としてのアピールもしているわけですから、その辺の中身をいろいろ議論もなされてきた点があると思いますので、一つ伺いをしておきたいと思います。

○高橋地域産業課長 まず、最初の質問で職員の年齢についてでございますけれども、7人の職員がいらっしゃいまして、60歳代が5人です。それから、50歳代がお二人ということです。

それから、自主事業についての、こちら側とのやりとりというところでございますけれども、特に自主事業につきましてはこれまでの実績を踏まえまして、先ほど郷右近委員からもお話のあった100万円ぐらいの収入を見込んだところがございます。新たな自主事業というところにつきましては、今年度のいろいろな打ち合わせの中で、やはりそういった部分が議論になっています。実は以前に小学生とかを対象に、今グラウンドゴルフをやっている芝というか、土の部分で芋掘り体験とかという格好で、芋を植えて育てるようなことをやったそうなのですが、非常に手間暇かかって、なかなか育ちも悪くて、採算的にも厳しかったということがあったり、ちょっと試行錯誤した中で今グラウンドゴルフが非常に軌道に乗ってきているというところがございます。まずそれらを伸ばしていきましよう。非常に参加者もふえているところなので、そちらのほうをまず伸ばししながらそういった経営的なところを進めていきたいというところで、今回の計画になっております。

○田村勝則委員 この施設の優位性とすれば、夏期が冷房もというか、屋内ということもあってというようなことも書いてありました。そういう特性を生かした活用策というのは、今のような話もありましたけれども、この文章そのものを読めば、高度の専門性まではまだ行き着いていないのではないかなと思ってしまうわけなのですが、この指定管理者はいろいろなネットワークもおありなようですから、派遣される職員のもとにいろいろな議論も当然なさっているのでしょうし、この人たちだけでその中身を全部決めているわけではないわけですから、この組織図を見てもおわかりのとおり。指定管理料も値上げもしているということでございますから、もう少し積極的な活用策というのを求めていくべきではなかろうかというふうに思う。特に3年というスパンもあるわけですから、1年でリスクを負ったけれども、2年目、3年目でそれが逆転して、かなりのリスクをそれこそ収益に変えることもできる、3年というのはそれだけの期間があるわけですから、そういうこ

とも考えながら、ぜひ議論も進めて、しっかりと指定管理者との信頼関係を高めていっていただきたいというふうに思いますが、その点だけお聞きして終わります。

○高橋地域産業課長 委員御指摘のとおり、岩手県ビル管理事業協同組合とJTB東北の共同体の指定管理者でございますので、特にそういった営業的というか、こちらから利用の促進という形で、さまざま利用の仕方の御提案ですとか、冷房だとか、そういった施設もございますので、そういったところをもう少しPRしながら、実はあそこにもネーミングライツという格好で、民間に公募をかけた経緯もございますが、残念ながらちょっと応募がなかったのですけれども、さまざまそういったいろいろな展開を進めながら、こういった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員 指定管理者の関係なのですが、岩手産業文化センターの選定委員を5名選んでいるわけですが、この方々を選定するというのはどういうものが基準で依頼しているのか、その点をまず最初にお伺いしたいと思います。

○高橋地域産業課長 資料に選定委員の5人の方のお名前ございますけれども、基本的にはこちらの選定委員が岩手産業文化センターと利害関係がないということ、客観的に御判断いただける方であり、なおかつさまざまな分野で大所高所からアピオの運営的な部分を審査いただける方ということで、この5人の方をお願いしているところでございます。

○高橋孝眞委員 この5名を選ぶというのはどなたが選ぶのかというか、それは部内で協議をしてきているというだけなのでしょうか。

それから、指定管理をする岩手県ビル管理事業協同組合の構成員の中には、この5名の方々というのは利害関係者はいないということなのでしょうか。その辺をお伺いします。

○高橋地域産業課長 まず、委員の選定方法につきましては、県のほうで検討した上でお願いしております。

それから、2点目の5人の方については、ビル管理組合のほうの利害関係者は入っておりません。

○高橋孝眞委員 指定管理料の関係ですが、この指定管理料は、年間4,690万円と3年間設定していますけれども、これは相手方からといいますか、応募するほうからの金額なわけですが、当局としてはこの程度という積算を持って、この指定管理料を決めるということではないのでしょうか。それはどのような格好で、相手方がこのくらい必要だから、この金額ですということを決めていることなのでしょうか。

○高橋地域産業課長 今回の指定管理料につきましては、計画上は4,690万円という御提案でございます。この予算化に当たって、先ほど岩手産業文化センターは利用料金制度ということで、基本的にはそういった営業努力を持ってさまざまこういった運営をやっている中で、どうしてもそれでも賄えない分については県のほうとして施設維持のための指定管理料というものをお支払いするものでございます。

今回県のほうで設定した予算的な部分を考慮した上で、指定管理者から提案された計画のほうが少ない額であったということであったので、こちらのほうを採用して、今回その部分

で予算化しているものでございます。

○高橋孝眞委員 そうしますと、ある程度努力をすると収支がよくなるといった場合は、人件費とかそういう分に回すことができると、こういうことなのですか。首を縦に振っていただきましたから、わかりました。そういう意味であれば、金額が同じだといっても、努力さえすれば給料を上げるものだ。

次は、この方々といいますか、前に3年やった方々が職員として残っていると思うのですけれども、引き続きその方々が従事していくということになりますと、さっきありましたけれども、無期転換ルールによって、有期から無期になると思うのですが、それはそういう方向で指導しているし、その方向になりますということで皆さん了解をしての整理なのでしょうか。

○八重樫雇用対策・労働室長 無期転換ルールにつきましては、平成30年4月1日から始まるということで先ほども申しましたが、県内広域振興局等を通じて岩手労働局、ハローワークと共同いたしまして各事業所にPRしているところでございます。

○高橋孝眞委員 PRはするということ。

○八重樫雇用対策・労働室長 事業主が一緒であれば、当然該当することになります。

○高橋孝眞委員 そういうことであれば、次回にまた更新をするということになりますと、その方々はほとんど有期職員ということではなくて無期職員ということになるのでしょうか、半年前にやめるといえばまた別ですけれども、そうでない限りは無期職員になるということでしょうか、当然いいことだろうと思います。そういう中身まで多分検討されたのだろうと思いますので、内容整理をしたというのは、そういうことだろうということ で終わります。

○高橋地域産業課長 委員御指摘の指定管理の期間が長くて、継続によって長い方、先ほど答弁申し上げたように10年とか9年という方がいらっしゃいますので、平成30年4月からその制度が施行されれば、御本人が希望すればそういった形での雇用になりますし、あと実際のところ今1年雇用を望まれている方も何人かいらっしゃるの、その辺のところは御本人の希望を確認した上で対応してまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員 本人が希望するとかしないとかというよりも、ある程度そういう指導をしていかなければいけない立場ですから、そうやって指導していついていただきたいと思います。

ついでにですけれども、消費税は上がる内容になると思うのですけれども、上がらないのですか。平成31年度、平成32年度を考えてみますと上がるはずですね、委託料にしても。その辺は見えていないということなのですね。

○高橋地域産業課長 その分を含めて、先ほど郷右近委員の答弁のとおり、その分今回債務負担行為限度額が増額になっている理由になっております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議がありますので、起立採決により採決をいたします。

本案は原案を可とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数でありますので、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号岩手県立岩洞湖家族旅行村の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 岩洞湖家族旅行村の存在意義と役割というのは何なのですか。

○平井観光課総括課長 岩洞湖家族旅行村につきましては、県民及び県民等、これは県民以外の県外の方々とかその家族に対して余暇に対するレジャー環境の提供等が目的でございます。

○斉藤信委員 これも収支報告書を見ますと、利用料収入が40万円ですね。そして、それに対して県からの指定管理料は702万3,000円と。この40万円の利用料収入の中身は何ですか。

○平井観光課総括課長 岩洞湖家族旅行村につきましては、大半が緑地、それから遊歩道、公園等で、こちらは無料の開放施設となります。唯一有料としておりますのはテントサイト、こちらが宿泊の場合は3,000円、一時利用の場合は1,000円ということで利用料を徴収しております。なお、これに附属する施設設備の使用料も含めまして、こちらは使用実績に基づきまして使用料は40万円ということです。

○斉藤信委員 テントサイトというのは、これはオートキャンプ場のことなのですか。違いますか。

○平井観光課総括課長 オートキャンプ場でございます。

○斉藤信委員 そうすると、これは年間どのぐらいの利用になっているのでしょうか。

○平井観光課総括課長 年間200人程度です。

○斉藤信委員 レジャー環境の提供ということで、利用者の人数はどうなっていますか。この間の推移を含めて示してください。

○平井観光課総括課長 年間の利用者はおおむね2万人でございます。これは、ほぼ横ばいの状態でございます。

○斉藤信委員 オートキャンプ場も含めて、これは横ばいと受けとめてよろしいでしょう

か。

それと、26ページのところで、平成28年度は126万5,000円、平成29年度は154万3,000円が、盛岡市が負担して赤字ということですね。その結果、現行より171万1,000円増額して、年額662万3,000円の指定管理料を希望すると。この希望どおりになっているようだけれども、この赤字の理由は何でしょうか。

○平井観光課総括課長 赤字といたしますか、県の試算、委託料との差額でございますけれども、こちらは主に人件費の関係でございます。こちらは県が算定しています時給、それから勤務時間、勤務日数、これが実態との差がございます。これが赤字が生じた原因でございます。

○斉藤信委員 3年前も計画を立てて指定したのだと思います。だから、今のような話が出るのがちょっと理解できない。3年前も収支計画を出して、職員体制も出してやったわけでしょう。何でその県の基準と盛岡市の基準が違ったのですか。

○平井観光課総括課長 県のほうでの時給、それから勤務条件でございますが、まず勤務時間につきましては開園している時間から算定いたしまして、1日7時間と算定しております。盛岡市のほうの実態では、盛岡市の臨時職員の雇用の条件に合わせて7.75時間と算定していることから、総日数で違いが出ております。

それから、時給につきましては、これは日々雇用職員の日給払いでございますが、時給は県の日々雇用の単価の最高額に相当する時給850円ほどと算定しておりますが、盛岡市のほうの実績の支払いが1,000円ということで、このような差が出ているものでございます。

○斉藤信委員 収支計画を出してやって、今度改善するよというならともかく、結果的にはその分は盛岡市が持ったということですね。今度は県に持ってくれと、こういうことですね。それを受け入れたということでいいのですか。

○平井観光課総括課長 盛岡市の収支計画のとおりと指定管理料はしておりません。県のほうでも今回の盛岡市からの報告を受けまして、若干賃金のほうのアップはしておりますが、盛岡市のほうの算定でございます時給1,000円、それから1日当たり7.75時間という算定はしてございません。時給859円、日額で6,008円、勤務時間7時間ということで、総時間数2,576時間ということで算定してございます。

○斉藤信委員 私は、盛岡市のほうがまともだと思います。しかし、年額662万3,000円というふうに、盛岡市の希望どおりに指定管理料はなっているわけです。では、盛岡市は時給1,000円にしているけれども、そのとおりの収支計画書ではないということですか。盛岡市が負担分は入っていないと、こういう収支計画でいいのですか。盛岡市の要望どおりの指定管理料になっているけれども、単価が違いますよね。だから、その差額分はどのようなのですか。

○平井観光課総括課長 先ほども御答弁申し上げました盛岡市の要望どおりの指定管理料になってございません。こちらは、先ほども産業文化センターのときに御説明いたしましたが、後年度は消費税分を見込んでおりますし、それから100万円単位の切り上げという

ことをございまして、これはあくまでも今までの実績のとおりと。県のほうでの算出によるものでございまして、先ほど申し上げたとおり、時給、日額、時間については県の算定に基づいて債務負担行為を要求しているものでございます。

○**斉藤信委員** では、28ページのこの収支計画書はどのようなのですか。県からの指定管理料は平成30年度662万3,000円、平成31年度668万5,000円になっていますよ。盛岡市が希望したとおりになっているのではないですか。これは違うのですか。

○**平井観光課総括課長** 盛岡市の収支計画書のとりの指定管理料ではございません。

○**斉藤信委員** この収支計画書は、どういう意味があるのですか。盛岡市は、こういう収支計画書でやっているのでしょうか。何が違うのですか。指定管理料は、これより少ないということですか。県からの指定管理料と書いているのです、これは。これを提案する意味が全くないのではないですか、そうしたら。県からの指定管理料ですよ、私が紹介しているのは。これは違うのですか。

○**平井観光課総括課長** こちらは、盛岡市からの提案の指定管理料でございまして、県といたしましては従前どりの人件費、それから勤務時間等で指定管理料を算出したと考えております。

○**斉藤信委員** だったら、こんなの資料にならないではないですか。このとおりではないというのでしょうか。県からの指定管理料はこういうふうにして収支計画書が出て、これが認められたのではないのですか。何が認められたのですか、では。この収支計画書は違うということでしょうか。おかしいではないですか。この収支計画書を認めて指定管理したのではないのですか。別のものがあるのですか。

○**平井観光課総括課長** 収支計画書については盛岡市からの提案でございしますが、契約につきましては今後盛岡市との調整をいたしまして契約することになります。ただし、今回債務負担行為限度額として提案しておりますのは、県の積算に基づいて提案させていただいているものでございます。

○**斉藤信委員** だったら、この収支計画書は意味がないということではないですか。みんなそうやってやっているのですか。提案者から出された収支計画書を認めて契約するのではないのですか。これは、全く意味がありませんよ。これは盛岡市の計画書で契約の額は違いますと、だったら契約額を示してくださいよ。盛岡市は上げてくれということまできちんと書いているわけです。これを認めてやったのではないの。認めないのなら、別なのを出さなければだめでしょう。何のためにこれを審議しているかわからないではないですか、これだったら。いや、この額と違いますと。信じがたいよ。ほかのやつもそうになっているの。出された収支計画書と違う契約をやるのですか。違うでしょう。この収支計画書を認めて契約するのではないのですか。

○**平井観光課総括課長** あくまでもこちらへお出ししたのは、盛岡市が提出している収支計画書でございまして、私どもが今回契約に当たりまして債務負担行為を算出しております額につきましては、平成30年度が491万2,000円、平成31年度が495万8,000円、平成32年

度が500万3,000円、平成33年度が500万3,000円、平成34年度が500万3,000円という金額でございます。

○**斉藤信委員** だったら、この収支計画書を認めて、あなた方はここに指定管理するということで議案を出しているのでしょうか。この文書、全然意味ないではないですか。誰がこの提案を認めたのですか。これは、選定委員会があったのですか、なかったのですか。

○**平井観光課総括課長** 選定委員会がございまして、この選定委員会におきましては指定管理者の候補者として盛岡市を選定するという選定結果となっております。

○**斉藤信委員** その選定委員会にこの収支計画書が出たわけでしょう。その収支計画書が出されたもので盛岡市を指定管理者に選定するのではないのですか。契約額は別にありますなんていう、そういう選定しているのですか。私、信じがたいですよ、そんなことは。議会にもこの収支計画書が出ると、これは事実と違うと、そんなのはないでしょう。だったら、これは何なのということになりますよ。だったら、これは何なのと、何を審議すればいいの、これ。収支計画書と違う契約額ですなんていう、そんな審議はないではないですか。信じがたいよ、こんなの。選定委員会にこの収支計画書はちゃんと出ているのでしょうか。意見がついているのですか、契約額が違うとか、そうやって認められたのですか。

○**平井観光課総括課長** 選定委員会におきますプレゼンテーションにおきまして、県の見積額と盛岡市の要望額についての差があるということの御指摘がございました。その中で盛岡市側からは、県の契約に当たりましては弾力的に交渉に当たるということをもって選定委員会のほうで盛岡市を指定管理の候補者としたというところでございます。

○**斉藤信委員** 選定委員会の結論、今の意見も含め文書はありますか。こんなのではダメです。話になりませんよ、こんなのは。これは、選定委員会のあり方にもかかわります。大体乖離があるのに認めるなんて話ないでしょう。選定委員会はきちんとした文書で選定結果を報告しているのですか。

○**平井観光課総括課長** 選定委員会の結果につきましては、今手元にはございませんが、資料がございしますので、後ほどお持ちをしたいと思います。

○**斉藤信委員** では、審議中断だ。だめだ、こんなのは。議案を撤回するくらいだよ、これ。

○**菊池商工労働観光部長** 議案の性質について御説明申し上げたほうがいいかと思ひまして、発言を求めました。今回の債務負担行為に関する議案でございまして、これは審査の経過は御説明申し上げたとおりでして、申請者が3年間にわたってこういう見積もりで、この程度の規模の予算でこういうことを実施したいので申請しますというのがお手元にある申請計画書でございまして、それを審査して、おおむねこういう予算収支のもとに3年間、あるいは5年間の事業計画は妥当であろうということの有識者の第三者の公平な委員会で審査していただいて大枠を決めてもらうということです。それに対して、今回の議案は申請予算とその御審議の結果を踏まえて、債務負担行為でございしますので、3年間で最大このぐらいのお金を用意すべきなのでお諮りしますというお諮り方をしております。こ

これは、指定管理者制度に限らず、債務負担行為議案というものはそういう性質なものですから、明確な積算、そして明確な検証のある、1年1年の論拠のある積み上げはしてはありますが、議案としてお諮りするのには限度額と。これから具体的に契約行為に入るに当たっての、これは行政の安定性及び相手方の信頼性、安定性の観点からも行う予算上の一つのルールでやっている執行審議でございまして、であるがゆえに積算内容を御確認いただくことは大いに結構だと思いますし、我々答弁ではこちら側でもくろんでいる積算の内容は御説明できますが、御提出していますこの書類が何か過ちがあるとか、あるいはこの書類にふぐあいがあるかということになりますと、これは債務負担行為のこれまでの審査そのものの仕方が全く変わってしまう問題でございまして、これはまた議論の場所が違ってくるのではないかと思いますし、ちょっと御説明させていただきます。

○**斉藤信委員** 今の部長の発言、とんでもないですよ。今度の議案は、債務負担行為の予算だけではないのです。指定管理者を指定することに関し議決を求めているのです。とんでもない発言です。議決を求めているのですよ、これ。だから、そんな債務負担行為でアバウトに決めるような話では全然ない。セットなのです、これは。だから、こんな曖昧なことをやっていたらだめなのです。部長、今の発言は撤回したほうがいい。債務負担行為だけ議論しているのではないのですよ。議決を求めているのですよ。

○**菊池商工労働観光部長** 説明が足りなかったかと思います。債務負担行為の中身の御審議をさせていただいているので、債務負担行為についての説明を申し上げました。もちろん指定管理者の指定についての議決をお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**斉藤信委員** 私は極めてこれはずさんだと思います。ここに書いてある収支計画と大体100万円も違うのです。662万円と451万円、20%近く違うのです。こんなに出された収支計画と契約額が違うなんていう話をされたら、何を信じたらいいか。この収支計画書は意味ないということでしょう。こういう収支計画書でだめだったら、収支計画書を出させなければだめではないですか。私は、こんなやり方ないと思います。通用しない、こんなのは。出させてください。

○**田村勝則委員** それは、斉藤信委員のおっしゃるのは、この収支計画書が、盛岡市から出ているのはそのとおりになっているので、私もいろいろ資料を読ませていただいたら、26ページの2のところ、収支計画書についてというところの枠の中に、収支計画については、最後の行のところにちゃんとわかるようには書いてあるのです、実は。年額662万3,000円の指定管理料を希望するのだけれども、実際は盛岡市とすれば希望額を書いたということで、実質的には今までもこのとおりの盛岡市の持ち出しになってきていましたということを書いてあるので、私は理解はしたのです。結局こういう中身で盛岡市も指定管理者としての中身をまず受け入れて収支計画書をつくったと。いわゆる差額の分については、盛岡市がその分については盛岡市のほうでも利用するというか、いろいろな活用策も当然されているのでということも含めて、私はここの中に入れたのかと思って把握をしましたが、

その辺の協議がどのくらいされてきたのかということについては、この機会にお聞きしておきたいと思います。〔斉藤信委員「田村さん、違うのよ。今まで赤字で、赤字をなくすように引き上げた収支計画書を出して申請したということなのよ。それが認められていないから。」と呼ぶ〕その中身については、ここには書いてあるということもあるのですが。

○平井観光課総括課長 盛岡市の出された計画書などは参考としました。県は現行のとおりで指定管理料をお願いしたいということで交渉しているところでございます。盛岡市側のほうでは、県の提示する額に歩み寄りの意思を示していただいております。

先ほど申し上げましたが、その差異につきましては賃金単価でありますとか、あとその形態が私どもは必要な時間は1日7時間と算定しておりますが、盛岡市のほうの任用の条件で7.75時間となっているという状況もございまして、その分につきましては私どもも最低限必要な指定管理料ということでの算出でございますので、そういう点はちょっと考慮できないということで、そういう算出にさせていただいておりますので、その点の御理解はいただいております。

○斉藤信委員 私、今ちょっと計算したけれども、662万円に対して451万円というのは68%です。こんなに乖離があったら、収支計画は成り立たないということでしょう。だったら、収支計画書を出し直さなければだめでしょう。契約額は7割を割るのだから。指定管理にする意味全然ないです、こんなのは。指定管理をやめたらいいのです、これ。

改めて聞きますけれども、収支計画書と違う契約額ってありますか。収支計画書を示したもので基本的には契約するのでしょうか。違いますか。こんなに3割も値引きするような契約額だったら、私はどこもやっていけないと思います。

○平井観光課総括課長 収支計画と差異のある指定管理料の契約はございます。その中では、先ほど申し上げましたとおり、提案と、それから県の積算と照らし合わせて、そして契約の段階におきましてお互いの積算の乖離の部分について議論、協議をいたしまして合意です。

なお、こちらのほうでございすけれども、28ページの収支計画書の差額の中のもう一つの要素としては、利用料収入のところがございす。こちらが盛岡市は40万円という算出額でございすけれども、実績といたしましては64万円から65万円の年間実績がございすので、盛岡市のほうではかなり低く見積もっているという部分もございす。こちらのほうは、当方は従前どおりの60万円の利用収入ということで積算しているものでございす。

○斉藤信委員 私が具体的にお聞きしたいのは、収支計画と大幅に違うそういう契約額の例というのは何があるのですか。

○平井観光課総括課長 今手元に具体的な事例はございませんが、出されているものは見積もりの額でございすので、実際の契約に当たりましては双方が同意した額ということになるものでございす。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 では、会議を再開します。

○郷右近浩委員 ここをさわらないとまた難しいのですけれども、先ほど斉藤委員の質疑の利用料収入等の部分の話で、今回の金額積算では盛岡市からの計画としては40万円ということを出てきているけれども、例えばこの平成29年度は60万円ほどのそうした実績があるといったようなことはお示しいただきましたが、先ほど来説明を受けている中で、利用者が2万人いる施設であるということです。私は、岩洞湖にはワカサギ釣りに行ったことぐらいしかないのですけれども、2万人も来るような施設で、年に40万円だとか60万円の利用料収入しか入らないというのはどうもちょっと違和感があるのですけれども、この利用収入というのはどのような形でいただいているようなもので、これをふやすというようなことができないようなものなのかについてお伺いしたいと思います。

○平井観光課総括課長 こちらの施設につきましては、ほとんどが無料で開放している施設で、利用料を徴収いたしますのはテントサイトのみでございます。こちらの利用者が年間200人ほどでございますので、このような収入になっているものでございます。

○郷右近浩委員 ちょっと待って、計算がまだ。40万円が200人で5,000円。

○菊池商工労働観光部長 いろいろな料金体系があるのです。

○郷右近浩委員 いろいろな料金体系がある中で、そのぐらゐの利用だということでありましたが、極端な話ですけれども、これはもともと旧玉山村のほうでやられていたと。自分の地域の観光資源でもあるということで、もちろん管理されてきた。その流れのまま盛岡市で引き続きやられるものというふうに思うのですけれども、例えばそうした施設の維持管理費を捻出するためには、極端なことを言うと、いいかどうかわかりませんが、奥州市ですと、例えば公園の駐車場に1日300円の駐車料金を取ったりとかしています。私はよしとは思っていませんが、そうしたようなことをして何とか例えば維持管理費を生み出すというようなことを考えて、奥州市ではそこから大体年間三百何十万円が上がっているということなども考えると、どうもこれはとにかく利用料金収入も足りないから、だから指定管理料をふやしてくれだとかという部分については、もうちょっと何かしら受けるほうも、またお願いするほうもいろいろ工夫する余地があるのではないかというふうに思うわけです。

そうすると、やっぱりここからは選定委員会の議事録ではないですけれども、検討の中身というような話にはなっていくのですけれども、そうした形の特にも先ほど来皆さんのほうからもお話がありましたとおり、そもそもがやはり指定管理を受ける団体が1団体しか手を挙げないといったこと自体の中で、そちらにももちろん受けていただきたいし、受けるほうももちろん自分たちでやりたいという意思がある中で、1団体しかないわけですので、だとしたら一緒になってその施設の有効利用であつたりとか、そこを使ってどのようにしていくかといった話をさらにしていけるような、本来的には小回りのきくような、そうしたようなことができるというふうに思うわけでありすけれども、そういうことはや

っていくわけにはいかないのでしょうか。現状も含めて、その点についてお知らせいただきたいと思います。

○平井観光課総括課長 盛岡市との提携といいますか、そういう施設の維持管理の安定のための方策でございますが、こちらの施設に有料のキャンプ場をつくったのは後でございます、それまではほとんど無料の開放施設でございました。また敷地内に、盛岡市の公の施設としてテニスコートを設置して、これはどちらかというと地域住民へのレクリエーション提供ということになりますが、そういうことで一体的な管理をしておりますので、今後におきましても盛岡市とそういうことでいろいろな利活用といいますか、もともとの目的であるレジャー環境の提供ということに関しまして、どういうサービスができるかということは研究してまいりたいというふうに考えております。

○郷右近浩委員 まだ書類が届かないみたいですので。先ほども私自身もワカサギ釣りに行ったなんて話をしましたけれども、本当に多くの方々にワカサギ釣りなんかでよく来ていただいていると。それに対して岩洞湖家族旅行村では、もちろん漁業権だ何だという部分はともかくとしても、その施設を使うことに対しては特段お金を取られないといったような中で遊ばせていただいています。ただ、これが翻ってよその施設に行くと、よその湖に行くと、例えばテントパッケージで、何から何まで準備していただいて5,000円だとかいうような、そうした施設もあるというようなところで、現代的な考え方からすると、体一つで行けば、自分で穴を掘らなくてもいいやとか、いろいろなそうしたサービスを受けられると。そうした観光資源の使い道というのは私自身あるというふうに感じているのですが、何かしらよそで行っていることであったり、いろいろなものを参考にしながら、ぜひとも現有施設を活用していくといったことをやっていただきたいと思います。それについて何かありますか。

○菊池商工労働観光部長 岩洞湖家族旅行村の特性について、いろいろな形で御説明してきているのですが、ざっくり申し上げますと、湖の一番奥のほうにありまして、ワカサギ釣りとかレストハウスとか駐車場があるエリアとほぼ対角の、単純に言えば一番不便なところです。これはちょっと休憩中としてもらいたいくらいですが。そういう中で環境のよさは、まさに青少年の健全育成であり、いろいろな自然との触れ合いの中でいろいろな学習ができるゾーンでもありと、そういった公園を、まさに県民の福利厚生、レジャーの拡大ということで、いろいろ御要望があって県が整備してきた旅行村事業の中の一つでございます。周りには無料の野営場やキャンプ場もございます。また、先ほど観光課総括課長が言ったように、その一角には、やや上の丘側のほうですが、テニスコートとかそういったものが混然一体といいますか、一緒になって一つの観光レジャーゾーンを形成しているところでございます。そういったところをどう維持していくかということにおいては郷右近委員がおっしゃるように、もともとのサービスの主体はそれぞれいるわけでございます。盛岡市であったり県であったりがどうバランスよく調整し合って、県民により使いやすく、それは安くでもあり、安全にでもあります。そういったものをどうサポートしていくかと

いう意味の指定管理制度の使い方でもあるわけです。高収益を上げて、経済活動としてのサービス向上をしていく指定管理部門もありますが、こうしたまさにベーシックな県民生活の日常の生活領域との密接な関係の中で、県民にひとしくサービスを提供しなければならないという指定管理もごさいます。そういったものをどう実現していくかというところであるがゆえに、手を挙げられる主体というのはどちらかというと公的セクターのほうが多いわけですし、結果として今回は盛岡市という公的セクター1者が対応されるというような側面もあります。

なお、そういった指定管理制度のいろいろな機能、役割、期待されるもの、あるいは余計にしなくていいと言われる部分もあると思いますが、そういったものもいろいろ勘案しながら、3年間、5年間でどういう運営計画でいくのが妥当かというところをすり合わせていく中で、まずはこういう計画でやろうとしているのに、予算の見積もりはきょうこうやって質疑して確認していただきながら、この枠内でこの者に指定するのがいいのか悪いのかというような御判断を私ども執行部としては求めているところでございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

では、ちょっと休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 会議を再開します。

○平井観光課総括課長 それでは、平成29年10月25日に開催されました岩洞湖家族旅行村指定管理者選定委員会の議事録についての御報告をさせていただきたいと思いますが、発言してよろしいでしょうか。

○城内よしひこ委員長 はい、許可します。

○平井観光課総括課長 平成29年10月25日に第1回家族旅行村指定管理者選定委員会を開催いたしました。面接審査におきます質疑応答の記録でございますが、こちらにおきまして委員長から先ほどの管理計画の中で増額要求が出ているが、これがかなわなかった場合は盛岡市の持ち出しとしての運営を行うべきと考えているのか、あるいはその場合辞退するというのかという質問がなされておりまして、盛岡市からは地域の要望で設置された施設でもあり、持ち出しもやむを得ないと考えていると。藪川地区の人口も減ってきており、地域の他の施設と連携して取り組み、利用料収入の増加や地域活性化に取り組んでいきたいという旨の発言があったものでございます。

○斉藤信委員 余りにも今回資料で出された申請書、収支計画書と、きょう明らかになった契約額が大きくずれているので、私はこの申請書そのものが指定管理者を議決する上では極めて不十分なものではないかと思います。議事録を見れば、盛岡市は持ち出しもやむを得ないと、こういうふうに言っているのに、だったら今までの決算書も出ていると思うのだけれども、盛岡市も持ち出しして、つじつま合わせているわけでしょう、恐らく。だ

から、この収支計画書で議決を諮ろうというのは極めて不十分だと。そういう議論があれば、収支計画書を見直ししたものをきちんと出させるというふうにしないと、我々の判断は誤ります。この収支計画書を見たら、662万円で契約するものと思います。そうでないのだったら、そうでないというものをやっぱりきちんとした収支計画書として、また県の説明資料として出さないといけないと、こういうふうに思います。これは、きちっと答弁していただきたい。

それから、レジャー施設として提供することが目的だと。この2万人というのはどういう数で、どういう評価できるのか難しいのだけれども、職員の配置計画は4月下旬から10月31日までなのです。そうすると、この期間だけの、いわば管理計画ということになるのか。年間の管理ということではないのかどうか、このことも示していただきたい。

そして、やっぱり岩洞湖家族旅行村は確かに自然環境豊かなところだけれども、当初整備した目的、精神に基づいて、これをどう活用するかというのが率直に言えば見えてこない。今までどおり管理しますというぐらいのことしか出てこないのよね。原点に立ち返って岩洞湖の自然環境を生かしたレジャー環境の提供というのであれば、県としてもやっぱりきちんとした方向性を示す必要があるのではないかと。ただ指定管理者に任せるということではないのではないかと思います、いかがですか。

○平井観光課総括課長 まず、今後の指定管理者に係る手続と、それから収支の関係でございすけれども、まずこの後盛岡市と指定管理の契約額を含めた交渉をいたしまして、実際には来年度の当初予算ということで、委託料ということでこちらを計上させていただき、その際に必要とあらば、その収支がどうなっているかについても御説明させていただきたいというふうに考えております。

それから、期間でございすが、こちらは岩洞湖は5月から10月までの6カ月間の運営でございす。したがいまして、人件費も先ほど申し上げました半年分、6カ月分の計算です。あわせまして、これからの位置づけでございすが、国内人口が非常に減少している中で、観光客につきましても入り込みは減少傾向にございす。それを補うためには外国人観光客の誘客等もしております、その中でやはり観光客のニーズというものは非常に多様化しているという現状がございす。いろいろなものと組み合わせて、自然だけではなくて、それから広域回遊ということも今観光客の傾向としてございすので、1カ所にとどまらず、たくさんの箇所を回遊するという中で、内陸と、それから沿岸の間にある岩洞湖家族旅行村、こういうものは広域回遊の一つのポイントとなるというふうにも認識しておりまして、広域回遊の中でどういう岩洞湖家族旅行村での滞在ができるかというものもこれから盛岡市と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 これで最後にしますけれども、私は3年間の決算報告が出ているのだと思います。その3年間の決算報告で、盛岡市はどうやってこの赤字を計上しているのか、恐らく人件費分、盛岡市が持ち出しという形の収支にしているのではないかと。だから、この間のそういう決算があれば、今回盛岡市が要望したこの委託料の増額に答えられないとす

れば、応えられる支出計画にして議会にはちゃんと出すと、こういうふうにすべきだというふうに思いますので、その点どうですか。

○平井観光課総括課長 まず、これまでの書かれているといいますか、持ち出し分につきましては、こちらは盛岡市が臨時職員を任用しているわけでございますので、盛岡市のほうの負担ということになります。盛岡市の会計でございまして、歳出と歳入は別々でございますので、盛岡市のほうの歳出で見合った分だけ県からの委託の歳入が入ってこないというような形になっているものでございます。

それから、こちらの議会へのお諮りの仕方につきましては、これは県全体のお話でございますので、また研究させていただきたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 時間をかけて審議をしました。この岩洞湖家族旅行村については指定管理になじまないと、私はそういうふうに思います。そして、今回の提出の仕方は、申請書、支出計画書と契約の内容に大きなずれがあると。こういう提案の仕方は極めて問題だと、そのことも指摘をして、私はこの議案には反対をします。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかに討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第3条第3表債務負担行為補正中、追加中11及び12について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決

定いたしました。

次に、議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働観光部関係、第7款商工費について質疑はありませんか。

○**斉藤信委員** これは給与費の引き上げと期末勤勉手当引き上げ、資料を見ると職員手当のほうが額的にはかなり多くなっているのだけれども、これは1人当たりにしてどのくらいなのか。また商工労働観光部全体としては給料月額引き上げ分と勤勉手当引き上げ分というのはどういうふうになっていますか。

○**阿部企画課長** 今般の給与改定に伴います所要額でございます。商工労働観光部全体で給料のほうが121万6,000円、職員手当で491万1,000円、計612万7,000円の所要額というふうになっております。これを1人当たりで計算をいたしますと、10月1日の職員の在籍数が230名でございます。先ほどの612万円を割り返しますと、職員1人当たりの増加額で2万6,639円になっております。

○**斉藤信委員** 予算に関する説明書を見ると、超過勤務手当というのも説明欄にはあるのだけれども、さっき議決した平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）というものは超過勤務手当の補正でしたよね。また、平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）でもこの超過勤務手当も出てくるといのは、これはどういう意味なのですか。

○**阿部企画課長** 補正予算で計上しております超過勤務手当は2種類ございます。一つは、今御説明をいたしました商工労働観光部に係る経費というところで計上しているもののほかに、人事課の管理費という形、総務部のほうで一括して県職員全体の分も計上しているものがございます。これは、年度途中で新たに発生した業務の対応など、特殊事情により超過する勤務手当に関するものを県職員全体の分として一括して総務部の中で計上しておりますものが平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）でございます。繰り返になりますが、商工労働観光部に関係しますのは平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のほうで計上するという、2種類あるという形になっております。

○**城内よしひこ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号岩手県手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平井観光課総括課長 議案第5号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その2）の8ページをお開き願います。なお、御説明につきましては、便宜お手元にお配りしております資料、岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨であります、通訳案内士法及び外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律、以下、外客旅行容易化法と申し上げます。この一部改正に伴いまして、地域限定通訳案内士試験手数料を廃止するとともに、あわせて所要の整備をするものでございます。

次に、2の条例案の内容でございますが、岩手県手数料条例別表第5について、外客旅行容易化法の一部改正に伴い、地域限定通訳案内士試験手数料を廃止するものでございます。また、通訳案内士法及び外客旅行容易化法の一部改正に伴い、所要の整備をするものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、通訳案内士法及び施行業法の一部を改正する法律の施行期日である平成30年1月4日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 地域限定通訳案内士試験手数料廃止ということは、この地域限定通訳案内士を廃止するということですよ。これまでどのぐらい県内にはいて、どんな役割を果たしたのか。この条例案の内容を見ますと、地域限定通訳案内士は改正後に通訳案内士法の地域通訳案内士とみなされるということですが、この地域通訳案内士というのは今までの地域限定通訳案内士と何が違って、今回どういうふうになるのか、どういうメリットがあるのか、そこを示してください。

○平井観光課総括課長 地域限定通訳案内士でございますが、県内では現在35名の登録を受けております。

なお、この地域限定通訳案内士につきましては、東北6県では岩手県だけが実施している試験登録制度でございます。

こちらには、例えば平泉での世界遺産登録に基づきまして、外国人観光客の方が団体でツアーした際に平泉の通訳ガイドに入ってもらって、地域限定通訳案内士を登録させていただきまして、ガイドするなど、おおむね県内で年間50件ほどの通訳ガイドの実績がございます。

それから、メリットでございますが、通訳案内士法の改正に伴いまして、これまでは通訳案内士というのは全国一律で通訳案内士という国家資格制度でございました。その例外法といたしまして、先ほど申し上げました外客旅行容易化法に基づきまして、都道府県

を単位といたしまして通訳案内士業務ができると、これが地域限定通訳案内士です。こちらは、両方とも業務独占でございまして、この資格のない方は今までは通訳案内士、いわゆる報酬を受け取って通訳案内業務はできないということにされておりましたが、今般規制改革に伴いまして、先ほど申し上げた通訳案内士、地域限定通訳案内士が全国通訳案内士、これは全国一律の通訳ガイドができる。それから、地域案内士につきましては、都道府県または一定の地域の中で育成していく通訳案内士でございしますが、こちらにつきましては名称独占ということになりまして、業務独占ではなく、名称を使うことができるということで、かなり規制緩和がなされているというのが実態でございます。

○**斉藤信委員** 恐らく地域限定通訳案内士というのが岩手県のみだったということは、岩手県が手数料を取って認定していると。これが今回は地域通訳案内士になるわけですね。地域通訳案内士というのは、どこの認定になるのか。恐らく限定ということで岩手県独自に認定して、認定しやすかったのだと思うのだけれども、そういう点で地域通訳案内士とみなされますが、これからこれをふやすという点について、どこが認定するのか、さらに本当にこれは幅広くなるのか、そこを示してください。

○**平井観光課総括課長** 法律の改正に基づきまして、地域限定通訳案内士はこれまで都道府県区域ごとに定めるものとされていましたが、今回の規制緩和がありまして、都道府県以外、市町村またはその市町村が一体となった一つのエリア、こういうところでも登録ができる。そこで育成計画をつくりまして、育成して登録をしていくという形になりまして、ただ申し上げました35名の地域限定通訳案内士の方々につきましては、経過措置によりまして、そのまま岩手県の地域通訳案内士として登録されるということになります。

認定につきましては、それぞれの、先ほどの育成計画をつくる主体でございしますので、県もしくは市町村、それから広域の組合という形になります。

○**城内よしひこ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 異議なしと認め、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、午後3時10分まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、執行部から働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査結果について発言を求められておりますので、これを許可します。

○鎌田労働課長 いわてで働こう推進協議会で実施いたしました働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査の結果を説明させていただきます。

お手元の資料をごらんください。当該資料につきましては、昨日事前配付させていただいたところですが、念のため同じものを本日改めて机上配付したところがあります。

説明資料の1枚目は配付資料の一覧になります。めくっていただきまして、資料1、働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査結果概要、次のホチキスどめの資料が資料2、調査結果本編となります。

初めに、資料2の1ページをお開き願います。1、本調査の目的・趣旨でございますが、岩手県内の事業所における労働条件等の実態や働き方改革に係る労使双方の意識や取り組み状況、課題を把握し、今後の取り組みの参考とするため、県内の事業所及び従業員を対象に調査を実施しております。

2、調査対象及び調査方法でございますが、調査票は岩手県内に所在する民間事業所3,000事業所に、事業所向け調査票と従業員向け調査票を送付いたしまして、725事業所と2,347名の従業員の方から回答を得ております。3ページ以降に調査結果を記載しておりますが、ボリュームがございますので、資料1、結果概要で説明させていただきます。

戻りまして、資料1をお開き願います。1の(1)、賃金についてでございますが、正社員、パートタイム労働者とも、賃金は男性が女性より2割程度高くなっております。また、賃金を決定する要素としては、年齢や学歴よりも職務、職種などの仕事内容や職務遂行能力のほうが大きいとの結果となっております。賃金水準につきましては記載のとおりでありまして、国で行っております毎月勤労統計調査とおおむね同じ水準の結果となっております。男女差についても同様の傾向となっております。

次に、(2)、労働時間については、正社員の年間総労働時間が1,969時間となるなど、全国的に見ても年間総労働時間が長くなっておりまして、国の調査結果をあわせて見ますと、完全週休2日制の導入事業所が少ないことや、年次有給休暇取得が少ないことなどが原因として考えられます。

ページをおめくりください。次に、(3)、雇用についてでございますが、過去3年に34歳以下の県外就学者を雇用した事業所は平均で7.6%となっております。また、大学生、大学院生のインターンシップを実施している事業所の割合は6.1%で、そのうち8割が県内大学生のみの受け入れとなっております。県外就学者の雇用実績、インターンシップの実績とも事業所規模が大きいほど、その実施割合が高くなっております。

次に、2、働き方改革及びワーク・ライフ・バランスについてでございますが、(1)、事業所の働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに係る関係制度等の取り組み状況につきましては、国や県の働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに係る関係制度について、

義務づけになっている制度については取り組みが進んでおりますが、それ以外の制度につきましては取り組みが進んでいない状況が把握されております。

次に、(2)、働き方改革及びワーク・ライフ・バランス推進につながる取り組みの導入につきましては、7割以上の事業所が残業の縮減や時間管理意識の向上などの取り組みを行っており、残業の縮減、時間管理意識の向上などの取り組み割合が高くなっております。

ページをおめくりください。次に、(3)、取り組み結果については、ほとんどの事業所が効果があったと回答しておりまして、特に労働意欲の向上、効率・生産性向上、心身の健康向上などに効果があったとするとの回答が多くなっております。

(4)、今後実施したい取り組みにつきましては、時間管理意識の向上、仕事の見える化及び有給休暇の取得促進が多く、事業所の規模の別の違いはなく、ほぼ同様の傾向となっております。

(5)、今後の取り組みの方向については、6割の事業所が取り組む必要はあると感じているが、喫緊の課題ではないと回答しております。また、事業所の規模が小さいほど、働き方改革に関する、取り組む必要性を感じないと回答した事業所の割合が高くなっております。

次に、従業員向けの調査結果についてであります。次に、(1)、勤務先での取り組みに対する従業員の評価については、職場の取り組みを前向きに評価する回答が6割となっております。また、事業所のワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な取り組みといたしましては、マンパワーの確保や従業員の意識向上、経営者の意識向上を上げる回答が多くなっております。

ページをおめくりください。次に、(2)、従業員自身のワーク・ライフ・バランスに関する設問になりますが、①、家族の介護が必要になった場合の対応についてであります。全体では仕事を続けるとの回答が8割近くを占めておりますが、介護休業の取得についてはわからないとの回答が半数以上になっております。また、介護休業を取得しない理由については、業務上の都合や経済的な理由と回答する方が多くなっております。

②、子供が生まれた場合の対応につきましては、従業員全体では仕事を続けるとの回答が9割近くとなっておりますが、育児休業の所得に対する意向については、女性が60.4%であるのに対し男性は2.5%と、男女間の回答に大きな差があります。また、介護休業と同様に育児休業を取得しない理由として、業務上の都合、経済的な理由の回答割合が高くなっております。

最後になりますが、③、子育てと介護の支援制度、双方の利用促進に効果があると思われる取り組みにつきましては、従業員間での雰囲気づくりとする回答が最も多く、そのほか業務の補完・協力体制の整備、代替職員の配置との回答が多くなっておりまして、経営者、従業員双方の取り組みが必要とされております。

以上で働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査の説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○高橋孝眞委員 株式会社東芝の関係なのですから、東芝そのものについては増資をされたということで一応上場廃止にはならなかったということで、まずは一安心、こういうことなのだろうと思いますが、北上市に分社化しての東芝メモリ株式会社が進出をするという発表があったわけですが、その後現在まで、どのような進展状況であるかについて、わかっている範囲内で結構ですから、教えていただければと思います。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 9月6日に新工場建設の発表があったわけですが、それから3カ月間たちますけれども、この間県におきましては9月27日に庁内の連絡会議を立ち上げまして、東芝メモリ側から新工場建設に向けて、事務的なさまざまな照会がありますので、これに対応していくという状況でございます。

北上市におきましても、インフラの整備等で動きがございますので、これらと連絡をとり合いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○高橋孝眞委員 事務的な連絡といいますか、やりとりをしているということは、まずは予定どおり進出をしますといいますか、来ますと、こういうことで進んでいると。2020年ですか、工場稼働は2019年でしたか。予定どおりの稼働時期で進んでいるということでしょうか。

それから、北上市は工業団地に関連企業が来るのではないかとということで、土地造成なりについて今進めて、道路整備もやっているわけですが、県として今取り組んでいるような事業といいますか、そういうことは現状ではあるのでしょうか。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 現在東芝メモリ側でさまざまな可能性について検討しているものというふうに受けとめております。具体的な建設計画ですとか、投資の時期の判断というのは、これから東芝メモリ側が経営判断して行うものというふうに受けとめておりますので、私どもとしては9月6日に発表なされたような形で、しかるべき時期に、そしてできるだけその投資が継続して行われるように万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

○高橋孝眞委員 東芝メモリにはぜひ来てほしいと思っていますし、それからある程度県も、それから北上市も投資をしていかなければいけないのだろうというふうに思います。

そういう中で、これは交渉事でしょうし、話し合いがあつてということはそのとおりですけれども、県内から700人から800人なりという方が県外に行って仕事をしていると、そういう状況ですから、ぜひ希望する人については全てといいますか、ほとんどの人たちが岩手工場で仕事ができるようにという思いで話し合いをして進めてほしいと、そして早期に実現してほしいというふうにお願いをして終わります。

○ハクセル美穂子委員 私からは、まず先ほどお話をいただいた調査結果についての中身を1点御質問したいと思うのですが、働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査結果の中身は、かなりびっくりするような結果になってしまったなという感じがするのですが、実際にこの調査結果を踏まえて、今後どのような取り組みを進めていくべきかという部分について、今考えていらっしゃる段階でいいのですけれども、県の方向性とい

うか、少し教えていただきたいと思います。

○八重樫雇用対策・労働室長 今回の調査につきましては、県内の産学官労金を構成員といたします、いわてで働こう推進協議会というところで、県が中心になって調査をして、今回取りまとめました。

それで、そのいわてで働こう推進協議会におきましては、ワーク・ライフ・バランスの実現につながるような働き方改革推進運動というのを今やっております、その中では全県的な運動の展開ということで、モデル的な事業所の取り組みについて、いわて働き方改革アワードという表彰制度などをやって、それがいろいろなパンフレットに載ったり、あと先日はテレビ番組でも報道をして、県内、県民あるいは企業の皆様に広く普及啓発を図っているところでございます。そういった取り組みをまずやっていって、各事業所において意識改革を含め、この働き方改革、職場環境の改善に向けた取り組みを啓発していきたいというふうに考えております。

いわてで働こう推進協議会では来月にまた会議をやりまして、この結果については当然共有はしておりますけれども、またその会議の場において、27の構成団体がございます。それぞれがやはり、行政だけではなくて民間、そういった団体のほうでも、みずから積極的に取り組んでいただくような方策について、今後またこれを材料に検討しているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 私も結構前から中小企業の経営者に対する働き方改革の意識を浸透させる取り組みをもっとするべきだというふうなお話はさせていただきましたが、結果として物すごく怖い調査結果になっていまして、資料2のほうの13ページの図表17-1の中なんかは、さまざまな制度がほとんど知られていないというような、半分以上知られていないという結果が出てしまっています。でもまず結果としてこういうデータが出たということは、中小企業、本当の零細企業の方とかにどうやってこの制度を活用してもらうかということを、これを活用してしっかりと本気で考えていかなければならないのだというような、そのベースを調べていただいたことに感謝をします。また保健福祉部とかとも連携して、それから岩手労働局のほうで育児休業に対する助成の制度とかさまざまありますので、あれも結構知られていない部分があると思っていますので、そういったところも一体的に頑張っていただきたいと思っています。これは要望として、この質問については終わります。

もう一つ、私は体験型観光についてちょっと御質問したいと思います。今年度観光庁のほうで体験型観光の充実ということで、有識者会議、検討会を立ち上げたというようなことをお聞きました。外国人向けの旅行プラン、岩手県でも海外個人旅行FITに対応したような体験型のコンテンツづくりというのは余り進んでいないというような印象を私は持っているのですが、今後国のほうでもこういった形で2019年度の予算の概算要求に反映させたりするというような方向性を出しているのですが、これからどのように県内のコンテンツづくりを進めていくのか。今まずどのぐらいあるのか、それからどういうふう

に進めていくのかというお考えがありましたら、その点についてお聞きしたいと思います。

○平井観光課総括課長 外国人向けの体験型コンテンツでございますが、体験型といっても定義が広うございまして、私どもはかなり広い範囲で捉えております。風景を見るとか、食事をするという受け身のものから、今はコト消費と申しますが、お客様のほうが何か行動するというようなことを広く体験型というふうに定義といたしますか、そういう形でやっております。

それから、委員から御質問がございましたとおり、岩手県の体験型のコンテンツの特に外国人向けという話になりますと、やはり岩手ならではのものの中で、今実際に取り組んでいるのは特に沿岸部で進めているものでございまして、例えば震災学習、こちらのほうをスマートフォンを使いまして、多言語化したタブレットで外国人の方に震災学習のレクチャーをするというようなシステムのモデル事業、それからこれは文化のものでございますが、世界遺産の橋野鉄鉱山にAR、いわゆる拡張現実の技術を用いまして、スマートフォンやそういう形で当時の橋野鉄鉱山の状況が拡張現実としてごらんいただけるというものをとし、今取り組んでいるところでございます。

また、これだけではなくて、さらにトレッキング、サイクリング、スキーとか、そういうものにつきましては、委員おっしゃるとおり、まだまだこれからブラッシュアップしていかなければならないものでございますので、今いろいろな旅行会社へ岩手県の魅力には、こういうものがあるというものも売り込んでございますが、やはり大事なのは委員おっしゃったとおりコンテンツづくりでございます。これから国のほうの事業も来年度は調査事業を実施して、どんなコンテンツが国内にあって、どれがこれから伸びていくかというようなものも調査すると聞いておりますので、そこと連動させていただきまして、岩手県のコンテンツを我々のほうも拾い上げて、国のこういう制度も使わせていただいて、さらにブラッシュアップしていきたいというふうに考えております。

○ハクセル美穂子委員 沿岸のそういう今おっしゃったようなコンテンツも進めていく必要性はあると思うのですけれども、もう既にかなり市町村ではさまざまな体験型の観光に活用できるような、そういう体験というのはあるというふうに思っています、例えばサップ船とか、それから八幡平あたりの登山、トレッキングとか、それらのガイドは商工労働観光部ではないのですけれども、でもそういったところとの連携をもっと密にして、できることからしっかりと点をいっばいつくっていくということが重要なのかというふうに思っています。いわて花巻空港にチャーター便でとなると、どうしても従来のバス観光的な、そういう観光ルートばかりに力が入っているのではないかというふうに私は感じてしまっているので、そうではなくて、やっぱり食もいいのですけれども、食べた昼御飯と夜御飯の間に何ができるのかというのをぜひ考えていただいて、そういう部分が県北の振興とか、そういうのにもつながっていくと思います。

この間小値賀島というところへ岩手県議会県北・沿岸振興議員連盟で行かせていただいて、そのツーリズム協議会が、本当にまさに体験型観光の典型的な素晴らしい取り組み

をやっていたらいいと思います。本当に何もなくていいところなのですけども、何もなくていいと。県北沿岸の雰囲気になぞ似ているので、そういったところもぜひ研究して、たくさん点をつくっていただきたいと思いますので、その分をお願いして終わりたいと思います。

○**斉藤信委員** では、簡潔に。せっかくの報告がありましたので、この報告にかかわってお聞きをします。

資料2の3ページのところに事業所の現況ということで、正社員、非正社員の比率が書かれていて、正社員は67.4%、非正社員が32.6%と。問題は、事業所規模別の正社員の比率は10人から29人が77.1%と最も高く、100人から299人が63.2%と最も低いと。一定の規模のところは正社員比率が低いと、私はこれが問題なのだと思うのです。何でそうなのかと。それと、非正社員の割合が高いのは情報通信業55.6%、生活関連サービス業54.0%となっていますが、この情報通信業、生活関連サービス業というのは主にどういう事業所でしょうか。

○**鎌田労働課長** 情報通信業につきましては、こちらは産業分類での基づいておりまして、いわゆる情報、ソフトウェア会社などが含まれております。

そして、生活関連サービス業につきましては生活関係のサービス業一般というふうな内容になります。

○**斉藤信委員** 私は、もう一つ、100人から299人と規模が一定になるとなぜ割合が高いのか低いのかという話も聞きました。それは後で教えてください。

5ページ目に、この調査での平均賃金、男性で30万8,000円、女性で23万9,000円ということで、平均賃金は合計すると27万3,000円ですが、全体の平均としてはやっぱり低賃金にとどまっているという感じがいたします。

7ページ目について、ちょっとお聞きしますけれども、パートタイム労働者、これは1日の所定労働時間6時間13分、1カ月の所定外労働時間と書いているのだけれども、ちょっとびっくりしたのだけれども、概要の1ページ目で、パートタイム労働者は年間総労働時間1,567時間と推計されているのです。パートタイムで1,567時間も働いたら、フルタイムとほとんど変わらないのではないかと。大体ヨーロッパのフルタイムは恐らく1,500時間ぐらいですから、パートでこんなに働いているのかという、その割には待遇ががたっと半分以下に落ちるのですよね。これは、岩手県も全国も同じなのか、パートタイムという待遇でフルタイムに本当に近い形で働かせ方をしているのではないかと感じましたが、これはどうなのでしょう。

○**鎌田労働課長** パートタイム労働者の労働時間につきましては、本編の7ページにある1日当たりの所定時間6時間掛ける20日、それにあと1カ月当たりの所定労働時間を足したものに12を掛けているという計算式で計算いたしますと指摘の時間となります。

この要因につきましては、まだ1日当たり、正社員とパートタイム労働者を比べますと、正社員ですと7時間43分、そしてパートタイム労働者は6時間13分というところで、まず

1 時間半ぐらいの違いがあるというふうな状況にあります。それで詳しい要因につきましては、アンケートという性格上、原因分析はちょっとできかねる状況ではあります。

○齊藤信委員 非正規社員が多いのはなぜかと。

○鎌田労働課長 企業別に見ますと、そういった結果が出ておりますけれども、繰り返しになりますが、アンケートという性格上、原因分析まではできないという状況でございます。

○齊藤信委員 8 ページのところ、本編の労働時間の管理方法、これで見るとタイムカード、これは文章では38.9%となっているのですが、円グラフでは39.9%となっていて、どっちか間違っているのだと思います。あと I C カードは5.0%ですから、まず45%は厚生労働省が言っている客観的に管理しなさいと、45%ですよ。あとは、きちんと労働者の労働時間を管理していないのではないか、これは極めて重大なことだと。やっぱり労働者の労働時間というのをしっかり管理するというのは、午前中の労働法制のところでも当局からも説明あったところですから、この是正が大変大事なのではないか。

もう一つは、自己申告になっているところについて、下の表なのですが、適正に労働時間を報告するよう説明というのは、説明もしなかったら大変なことなので、しかし3割は説明していないので、本当にこれは重大ですよ、説明しないところは。

そして、下から二つ目のグラフで、適正な申告を阻害する目的での上限を設定しないと、9.9%、たった10%です。だから、結局働いても、超過勤務をやっても申告できないというのが私はこのグラフで出ているのだと思います。

これは、労働条件の本当に重大な問題だと思うので、労働時間の管理方法については、労働基準監督署、労働法制でも厳格に労働時間を管理するというふうになっていますから、県庁もそれやっていないので、恐らく皆さんの指導が鈍るのだと思うけれども、本来県庁を含めて、客観的にタイムカードや I C などで労働時間を管理するように徹底しないと、労働条件の改善に結びつかないと私は思います。

それと、10 ページ目の年次有給休暇、これは正社員で平均付与日数が18.9日。20日いかないというのはかなり深刻ですが、実際の取得日数は7.4日ですよ、正社員で。これは深刻です、休みがとれないということです。パート労働者の場合には付与日数は9.7日ですが、平均取得日数は4.4日と。だから、労働者は少ない年次有給休暇があっても、本当に半分もとれないと。ここに本当に岩手県の労働条件の厳しさというか、せめて少ない有給休暇というのは基本的には取得できるような取り組みにしていけないと、E U などは本当に4週、5週、そしてまとめてそれを消化して、有給休暇を残すことはほとんどないと。残すことが異常と、これがE U の常識。ところが、半分も少ない有給休暇をとれないという、この問題についてもせっかく調査をしたわけだから、本当にワーク・ライフ・バランスというのだったら、今ある制度が活用できるという改善を図るようにこの調査を生かすべきではないのかというふうに思いますが、まとめてこれだけ聞いて終わります。

12 ページ、パートタイム労働者に関する諸制度の導入状況について、健康診断64.2%、

通勤手当72.3%というのはまあまあだと思いますが、雇用保険への加入は81.5%で高いのだけれども、健保厚生年金への加入は51.8%とか、家族手当はほとんどないとか、賞与も49.0%と。冒頭私が聞いたように、パートタイム労働者がヨーロッパのフルタイム並みに働いていながら、厚生関係の保障が本当に不十分だという感じがしました。この点について県はどう受けとめ、この調査結果を今後はどう生かしていくのか、このことを聞いて終わります。

○八重樫雇用対策・労働室長 今回の調査は、岩手県としてはかなり久しぶりにこういう調査をやっております、今回明らかにされましたこの事実をいわてで働こう推進協議会で共有いたしまして、その中では働き方改革の推進あるいは処遇改善等の柱に向けて、それぞれの細かい施策を組んでおります。これについて着実に推進をして、正規職員、非正規職員を含めた雇用環境、労働条件の改善に取り組んでまいりたいと思います。

○高橋孝眞委員 ワーク・ライフ・バランスの関係ですけれども、資料1の1ページのほうで正社員の年間総労働時間、平均は1,969時間ということは12で割ると160時間ということになるのですか。ほぼ週休2日制が達成されているような感じの数字になってくるのですけれども、この数値は間違いないのですか。

○鎌田労働課長 こちら1,969時間の算定になりますけれども、本編の7ページをお開きいただきたいと思います。図表7のところになりますけれども、正社員でありますと1日当たりの所定労働時間ということがありまして、7時間43分、これ掛ける20日、それにあと1カ月当たりの所定外労働時間を足して、さらに12を掛けたというふうな計算式で算定した数字になっております。なので、20日というところで週当たりになると5日換算という算定になっているところでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、労働委員会関係の議案の審査を行います。

議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小笠原審査調整課総括課長 議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、労働委員会関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の4ページをお開き願います。5款労働費のうち3項労働委員会費につきまして、30万9,000円増額しようとするものであります。

便宜お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、説明書の27ページをごらん願います。2目事務局費でございしますが、一般職の給料月額改定に伴いまして30万9,000円を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

労働委員会の皆様は退席をされて結構です。御苦労さまでした。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第3条第3表債務負担行為補正中、追加中1から9まで、議案第23号岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第36号岩手県営運動公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第39号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第44号岩手県民会館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第47号岩手県営体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから議案第51号岩手県営武道館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてまで及び議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち文化スポーツ部関係、以上8件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、審査の方法ですが、提案理由の説明は一括で行い、審査は議案ごとに行うことといたしたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○泉副部長兼文化スポーツ企画室長 それでは、私からは議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）及び議案第53号平成29年度一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

議案第23号、議案第36号、議案第39号、議案第44号及び議案第47号から議案第51号まで

の当部が所管いたします公の施設を管理する指定管理者の指定に関しましては、担当の各総括課長から説明を申し上げます。

なお、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）の債務負担行為補正と公の施設を管理する指定管理者の指定関係とは関連があるため続けて説明することとし、初めに人件費の補正であります議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）から説明をさせていただきますことを御了承願います。

それでは、議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その3）の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、2款総務費のうち8項文化スポーツ費で、このうち195万4,000円の増額補正となります。補正の内容につきましては、お手元の予算に関する資料説明書の13ページをお開き願います。なお、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

2款総務費、8項文化スポーツ費、1目文化スポーツ総務費の管理運営費の増額は、職員給与の改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

続きまして、議案（その1）、6ページ、第3表債務負担行為補正のうち、当部関係は、事項欄1の指定管理者による県民会館管理運営業務から事項欄9の指定管理による屋内温水プール管理運営業務までであります。後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関して期間及び限度額をそれぞれ定めようとするものでございます。

表中期間につきましては、いずれも平成29年度から平成34年までとしようとするものでございます。

続きまして、表中限度額につきましては、1の県民会館運営業務は9億6,700万円、2の県営運動公園管理運営業務は4億5,900万円、3の県営体育館管理運営業務は1億7,300万円、4の県営野球場県管理運営業務は2億7,900万円、5の県営スケート場管理運営業務は4億400万円、6の県営武道館管理運営業務は2億5,300万円、7の御所湖広域公園（艇庫）管理運営業務は8,000万円、8の県営スキージャンプ場管理運営業務は1,500万円、9の屋内温水プール管理運営業務は4億3,900万円といたしまして、債務を負担しようとするものでございます。

補正予算関係の説明は以上でございますが、引き続き公の施設の指定管理者の指定に関する議案について担当の総括課長から説明いたしますので、よろしく願います。

○工藤スポーツ振興課総括課長 続きまして、スポーツ振興課が所管する公の施設の指定管理者の指定に関連する議案について御説明申し上げます。

関連する議案は、議案（その2）の28ページの議案第23号、それから41ページの議案第36号、44ページの議案第39号、それから52ページから56ページまででございますが、議案第47号から議案第51号まででございます。以下、個別の施設ごとの指定管理者指定関連議案について、便宜お手元に配付している資料により順次御説明を申し上げます。

なお、説明内容が重複する点につきましては一部省略させていただきますので、あらか

じめご了承をお願いします。

初めに、県営屋内温水プールについて御説明いたします。お手元に配付しております資料の1ページ、岩手県営屋内温水プールの指定管理者指定関連議案についてをごらんください。

まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県営屋内温水プールの指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。スポーツ振興課所管の県営屋内温水プール、県営運動公園、県立御所湖広域公園（艇庫）、県営体育館、県営野球場、県営スケート場及び県営武道館の7施設につきましては、委員5名で構成する岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会を設置し、選定を行っております。選定委員は、表のとおり学識経験者、スポーツ分野、行政分野、財務分野、経済分野の方々を委嘱しております。選定委員会は、7月24日と9月13日の2回開催しております。

(2)の募集及び申請受け付け期間については、募集要項を8月2日から配付し、申請書は8月2日から9月4日まで受け付けております。この間スポーツ振興課において、希望者に募集要項を配付したほか、県のホームページに掲載するなど周知を図ったところでございます。

(3)の申請団体数につきましては、3団体でございました。

(4)の選定方法は、選定委員会において書類審査及び面接審査を行った後、指定管理者候補者を決定しております。

(5)の審査結果についてですが、選定委員会における審査は県民の平等な利用の確保、設置目的の効果的かつ効率的な達成、施設管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき各委員が採点し審査した結果、セントラルスポーツ株式会社、株式会社盛岡総合ビルメンテナンスグループが指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は3の(3)のとおり、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものであります。

4の債務負担行為限度額については記載のとおりでございます。

続いて、県営運動公園について御説明をいたします。配付資料の3ページ、岩手県営運動公園の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、提案の趣旨についてでございます。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県営運動公園の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。(1)、選定委員会の概要、(2)、募集及び申請手続期間及び(4)、選定方法は、岩手県営屋内温水プールの指定管理者指定関連議案についてと同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

(3)の申請団体数は、1団体でございました。

(5)の審査結果については、選定委員会における審査の結果、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年としようとするものがあります。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続きまして、県立御所湖広域公園（艇庫）について御説明いたします。配付資料の5ページ、岩手県立御所湖広域公園の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県立御所湖広域公園（艇庫）の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯から3、指定管理者候補者の概要などは県営運動公園と同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続きまして、県営体育館について御説明いたします。配付資料の9ページ、岩手県営体育館の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県営体育館の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

2の指定管理者候補者の選考の経緯から3、指定管理者候補者の概要までは県営運動公園と同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続きまして、県営野球場について御説明をいたします。配付資料の11ページ、岩手県営野球場の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県営野球場の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯から3、指定管理者候補者の概要までは県営運動公園と同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続いて、県営スケート場について御説明をいたします。配付資料の13ページ、岩手県営スケート場の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県営スケート場の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯から3、指定管理者候補者の概要までは県営運動公園と同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりであります。

続きまして、県営スキージャンプ場の指定管理者指定関連議案について御説明いたします。配付資料の15ページ、岩手県営スキージャンプ場の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県営スキージャンプ場の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございますが、県営スキージャンプ場は施設整備時の昭和60年7月に安代町と取り交わした覚書に基づき、安代町において管理することとなっていることから、指定管理者を公募することなく市町村合併後の八幡平市からの申請に基づき、指定管理者候補者として選定しております。

指定期間は、3の(3)のとおり、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものであります。

4の債務負担行為限度額については、それぞれ記載のとおりであります。

最後に、県営武道館について御説明いたします。配付資料の17ページ、岩手県営武道館の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県営武道館の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯から3、指定管理者候補者の概要までは県営運動公園等と同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○中里文化振興課総括課長 続きまして、文化振興課が所管する岩手県民会館の公の施設の指定管理者の指定に関連する議案について御説明いたします。

関連する議案は、議案(その2)の49ページの議案第44号でございます。指定管理者指定関連議案について、便宜お手元に配付している資料により御説明をいたします。

恐れ入りますが、資料7ページにお戻りいただきまして、岩手県民会館の指定管理者指定関連議案についてをごらんいただければと思います。まず、1の趣旨についてでございます。現在の指定期間が平成30年3月31日をもって満了する岩手県民会館の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。委員5名で構成する岩手県民会館指定管理者選定委員会を設置し、選定を行っております。選定委員は表のとおり、文化芸術全般に関する学識経験者、財務及び施設管理に関する学識経験者、施設利用者、行政分野の方々を委嘱しております。選定委員会は、7月24日と9月19日の2回開催しております。

(2)の募集及び申請受け付け期間につきましては、募集要項を8月1日から配付し、申請書は8月1日から9月4日まで受け付けました。この間、県のホームページに掲載して周知を図ったところでございます。

(3)の申請団体数につきましては1団体でありました。

(4)の選定方法は、選定委員会において書類審査及び面接審査を行った後、指定管理者候補者を決定しております。

(5)の審査結果であります、選定委員会における審査は、県民の平等な利用の確保、設置目的の効果的かつ効率的な達成、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき、各委員が採点し審査した結果、公益財団法人岩手県文化振興事業団が指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は、3の(3)のとおり、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものであります。

4の債務負担行為限度額につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 初めに、ただいまの説明のうち議案第23号岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 この温水プールだけが申請団体が3団体となっています。3団体の判定結果は恐らく点数化されていると思うけれども、それを示していただけませんか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 現在手持ちがございませんので、ちょっと調べさせていただきます。

○斉藤信委員 今度セントラルスポーツと盛岡総合ビルメンテナンスグループになりましたが、これは今までと違うのですか、同じ団体ですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 これまでとは団体としては異なります。これまでの団体は、セントラルスポーツ株式会社は入ってございましたけれども、そのほかに陽光ビルサービス、それから盛岡ビルサービスという3団体のグループでございました。今回は、セントラルスポーツと盛岡総合ビルメンテナンスのグループと、2団体のグループということになります。

○斉藤信委員 盛岡総合ビルメンテナンスグループって、これは産業文化センターを管理する岩手県ビル管理事業協同組合と、どこがどう違うのかわかりますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 大変恐縮でございますが、承知しておりません。

○斉藤信委員 承知していない。これは、債務負担の額が4億400万円とかなり大きな額なのです。それで、事前に配付された資料の21ページの利用料収入が721万円、指定管理料が8,634万円ということで、その利用料収入が少ない割には年間の指定管理料が極めて高いと、ちょっとこれは費用対効果から見るとかなり問題のある施設なのではないのかというふうに思いますが、いかがですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 この費用につきましては、相当の部分、燃料費がかかっ

ているものと理解しております。温水プールでございますので、水をお湯に沸かすというところでの燃料費、灯油と、それからチップボイラーを使っております。かなりコストがかかっているということは承知しております。

○**斉藤信委員** 最近はチップボイラーになったけれども、その前は違っていましたね。これチップボイラーになって、経費削減になったのでしょうか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** かつては新エネルギーとして、温泉の熱を熱交換して使っていたということでございますが、かなり老朽が激しくなってきたということで、それを断念してチップボイラーに切りかえたというふうに聞いております。チップボイラーにつきましては、近隣の木材工場のほうから結構安価に譲っていただいていることで、比較は正確にはしておりませんが、かなり安く調達しているというふうには聞いています。

○**斉藤信委員** 利用人員はどうかと、利用料収入が721万円と、若干ずつふやす計画には収支計画はなっていますけれども、この3年間の実績というのはどうなっているのか。

それと、職員の労働条件ですけれども、これは今年度正規職員が1人、非正規職員が16人で、平成30年度は正規職員が2人で非正規職員が16人と、圧倒的に非正規職員です。これだったら県の事業で不安定雇用をふやしているのではないかというふうに思われますけれども、いかがなものでしょうか。また、労働条件、賃金等、どういう基準になっているのでしょうか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 初めに、利用人員の過去3年の実績でございます。平成平成26年度、平成27年度、平成28年度で申し上げさせていただきます。平成26年度が5万1,368人、平成27年度が5万2,151人、平成28年度が4万8,145人となっております。

それから、職員の労働条件についてでございますが、このプールにつきましてはスポーツ施設の特長性といいますか、業務の繁忙期と閑散期がかなりはっきりしておりまして、やはり夏場には利用する利用者数も多い、冬場には利用者数が少ないということがございまして、監視員の数等についても利用者数に応じてふやすというふうな設定にしております。そういったことから、繁忙期には多く、閑散期には少ないというふうな設定になります。

また、開設時間も長く、夜までやっておりますので、勤務シフトを組んでやる必要がございます。早番、普通番、遅番というようなことで、勤務の時間帯が意外と短いということもあり、非正規職員の雇用を用いているものと考えています。

また、そのほかに清掃員ですとか、ボイラーの管理者もおりますので、そういった方々についてもある程度短い時間で勤務が可能だということもございまして、非正規職員の雇用があると。そういうふうな、スポーツ施設に関して全般に言えますが、ある意味特殊性があるものですから、現時点ではやむを得ないところもあるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、賃金でございますが、これは賃金水準ということですが、温水プールにつきまして、平成28年度の実績ベースでございますが、正規職員につきましては1時間当たり

2,144円、有期採用職員につきましては1時間当たりで750円となります。

○**斉藤信委員** ちょっとびっくりしました。今非正規職員の場合750円というのは、738円が最低賃金ですから、ほとんど最低賃金と。これはいかななものか。さっき商工労働観光部で非正規職員のときの単価が850円でした。なぜ違うのですか。

それと、収支計画書のところで人件費の給与872万円、これは正規職員2人の分でしょうか。

そして、一般管理費の賃金のところが1,680万円で、これが16人の非正規職員の分ということなのでしょうか。余りにも違い過ぎるのではないのでしょうか。最低賃金ぎりぎりというので、岩手県が単価試算しているのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** まず、単価でございますが、県のほうではこれまでの経緯としまして、募集する際に上限額を設定しまして募集しております。その上限額の設定に際しては、過去の経緯、それから正規職員であればモデルケースを用いて算定しているところでございます。

それから、872万円につきましては、委員御案内のとおり正規職員2名の数になります。

それから、1,680万円につきましては、有期採用職員16人分というふうに理解しております。

○**斉藤信委員** だから、時給750円というのは、余りにも低過ぎるのではないのでしょうか。これ最低賃金ぎりぎりですよ。県が指定する指定管理で4億円もお金を出しながら、そこで働く労働者がこんな最低賃金ぎりぎりのところでいいのですか。正職員は872万円を割れば435万円になるわけです。そんな労働条件で、選定委員会はまともにこの労働条件を検討したのでしょうか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 先ほども若干申し上げましたけれども、この施設はプールということで、監視員それから清掃等の有期採用職員につきましては、8時10分から20時20分の間で交代制ということで、パートの職員を採用していると聞いております。

また、プール監視員につきましても利用人数、例えば30名を超えると1人ふやすとか、そういう形で配置しておりますので、時期あるいは時間帯によって変動があるということで、弾力的な運用をしているというふうに聞いているところです。

○**斉藤信委員** 22ページの職員配置計画を見ると、施設管理員は常勤職員になっているのです、非正規職員だけれども。だから、余りにも750円の時給という賃金水準は低過ぎると思います。そして、その上限を示しているというので、非正規職員の場合の上限の時給はいくらなのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 上限につきましては、管理運営費全体の上限額を示しているということでありまして、人件費ですとか、任用費という形で個別に示しているものではないものでございます。

○**斉藤信委員** 先ほど商工労働観光部の岩洞湖家族旅行村を議論したときに、盛岡市に委託しているのだけれども、盛岡市は時給1,000円で支給しているのですけれども、岩手県は

859円で試算をしていると。だから、その差額は市が持っているのです。859円ですよ、県が見ているのは。余りにも違い過ぎるじゃない。100円も違うじゃないですか。何でこういう違いが出てくるのか。やっぱり岩手県が発注する事業で低賃金労働者をつくっていいのかと。県が締結する契約に関する条例があるのだから、岩手県が適正な賃金確保という条例をつくっているのです。だから、その精神から見て、安ければ安いほどいいというふうにならないのではないかと。

それと、この説明書の13ページのところには施設設備保守管理を担当する構成企業の変更というので、地元企業の盛岡総合ビルメンテナンスが担当しますと、こういうふうに書いているので、ほとんどが委託なのです。再委託、1,019万円で。何で盛岡総合ビルメンテナンスが指定管理者になりながら、また再委託するのですか、これ。おかしいのではないのですか、こういうやり方は。

それと、この建物はかなり古くて、これは平成4年でしたか、老朽化も進行していると思うけれども、そういう老朽化対策は本当にどうなのか。あと4億円も債務負担行為をして、これを存続する役割、意義がどこにあるのか示してください。

○工藤スポーツ振興課総括課長 再委託の件でございますが、再委託につきましては委託の割合としますと他の運動公園等の施設に比べると圧倒的に小さくて、全体の管理運営費に対する再委託の予定額というのは6.6%となっております。

○斉藤信委員 21ページ、1,019万円になっているのではないですか。6%とかではないですよ。

○工藤スポーツ振興課総括課長 撤回いたします。最初の賃金水準につきまして、750円という数字につきましては平均でございます。平成28年度の時点のものでございますが、私もちょっと低いというのは感じております。こういった非常に生産性といいますか、収入の低い施設でございますので、低コストで効率的に維持し管理していく必要があるのではないかとこのように考えておりますので、やむを得ないものと考えております。

○上田文化スポーツ部長 若干補足をさせていただきたいと思います。

ただいまスポーツ振興課総括課長から申し上げました非正規職員の単価750円、これは結果としては平成28年度実績の数値でございました。確かにおっしゃるとおり、最低賃金と比較した場合には、一般的に言って決して高い水準ではないことは明らかであります。

先ほどまたスポーツ振興課総括課長から御説明させていただきましたとおり、今回指定管理者が変更となりました。今の状況は、実際に雇用する人員等はまだ確定していません。したがって、払う賃金等についてもこれからというふうに聞いております。

今回の計画を出させていただいたのは、新しい指定管理者の候補者において設定したものでございまして、ある程度概算でこの数字は算定したものというふうに聞いております。今後もし指定管理者として指定された際には、実際にどのような形態で運営がなされて、職員がどのような環境で働いて、その場合の賃金水準はどうかということをつぶさに見てみたいというふうに考えております。

きちんとした管理運営がなされ、利用者に対して水準以上のサービスが提供されるような、そういった職員体制なり運営体制になっているかについてはつぶさに、そして厳しく見てまいりたいというふうに考えております。

それから、この施設の役割についての御質問がございました。そこも補足をさせていただきます。委員御指摘のとおり、最初はこれは地熱利用のための実証施設でございました。地熱で出た温水を熱交換いたしまして、その熱を温水プールで利用すると、こういう施設でございました。しかしながら、その施設の実証期間が満了いたしまして、その際に今度はバイオマスエネルギーの実証施設という位置づけで、この施設を引き続き運営するというふうになったと承知をしております。そのためにはバイオマスエネルギーですので、スポーツ振興課総括課長が申し上げたとおり、近隣の森林組合に大きくかかわっていただいて、比較的安価な木材チップ等を提供いただきまして、それを温水のための熱を生み出すためのチップボイラーに使わせていただくといったようなことがございます。したがって、これは県民が利用するための公の施設でありますけれども、もう一つバイオマスエネルギーの利用に関する実証施設という性格を持つものというふうに考えております。

今後についての取り扱い等についての言及もございましたけれども、そこについては施設利用の状況、それから経費負担等も勘案をいたしまして、じっくりとさまざまな方々の意見を伺いながら、その方向性については見きわめてまいりたいというふうに考えています。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 先ほどの再委託の関係でございますが、再委託の業務につきましては、チップボイラーの定期点検あるいは自家用電気保安点検業務等々ということで、専門的かつ高度な知識が必要な業務について別法人に再委託しているものと承知しております。

それから、最初に御質問のありました選定委員会における審査結果でございます。1位が指定管理者候補者になっておりますセントラルスポーツ株式会社、株式会社盛岡総合ビルメンテナンスグループでございまして、順位点でございますが、19点となっております。それから、2位が15点、3位が11点という点数となっております。

○**斉藤信委員** 私が聞いた存在意義、役割はどこにあるの。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** スポーツ施設としての存在意義ということでございますと、県内に2カ所しかない50メートルの長水路のプールで、しかも温水プールということが挙げられようかと思えます。今回さまざまな合宿の誘致等を進めていくこととしておりまして、スポーツコミッションを立ち上げておりますけれども、合宿で県外の方々がいらしているというふうに承知しております。

それから、国体の際の選手強化にもかなり利用していただいたということで、長水路のプールが現実に少ない現状では、非常に存在価値としてはしっかりあるのではないかとこのように考えているところでございます。

○**斉藤信委員** これで最後にしますが、収支計画書の県からの指定管理料、これは8,600

万円から8,700万円を超えているのですけれども、これ5年間分を足しますと4億5,000万円ぐらいになるのです。債務負担行為は4億400万円です。だから、この収支計画と債務負担行為の限度額、ここには幅ではなくて、ずれがあるのではないかというふうに私は思うのだけれども、この収支計画というのは契約に当たって見直されるのですか。それとも、収支計画を踏まえた契約額になるのですか。その点はどういうふうに選定委員会で検討されたのですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 この収支計画書は選定委員会に出されたものでございまして、債務負担行為限度額につきましてはこの収支計画書を踏まえて設定しているものでございます。県が示した上限額よりは若干落ちているというふうに聞いておりますけれども、この債務負担行為限度額につきましては本来の収支計画書を踏まえて設定している内容でございます。

○斉藤信委員 計算すると多くなるのではないですか。4億4,000万円ぐらいになるのではないですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 債務負担行為限度額の合計は4億3,700万円ほどになります。

○斉藤信委員 県営スケート場と間違ったか。では、とんとんだな。失礼。それは私が間違えました。大体これはぴったりのレベルだね。

○ハクセル美穂子委員 私のほうからも、ちょっと何点か聞きたいと思います。

先ほど利用者の実績を教えていただきましたけれども、平成27年度から平成28年度まで利用者が4,000人弱ぐらい減っているという結果だったのですが、その要因をどのように分析していращやるのか教えてください。

○工藤スポーツ振興課総括課長 平成28年度に減った理由ということでございますけれども、実は国体でございまして、国体の選手強化に利用した期間については一般の利用をちょっと控えてもらったということもございまして、利用者数が落ち込んでおります。

○ハクセル美穂子委員 あともう一つ、前回もセントラルスポーツが入った形で指定管理者の指定がなされていまして、そのときも予算額的には同様の価格というか、債務負担行為、1年当たりは8,900万円ぐらいと。平成26年度以前はどういった額だったのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○工藤スポーツ振興課総括課長 正確な数字をちょっと今調べておりますけれども、基本的に上限額を相手方に提示する際は、過去3年の平均額を基礎に、あるいは人件費についてはモデル給与を基礎にして行っておりますので、さほど大きく違った額ではなかったのではないかと考えております。ちょっと数字については今精査しております。

○ハクセル美穂子委員 では、数字を調べていただく間、もう一つお聞きしたいのですけれども、先ほど3者、1位が19点、2位が15点、3位が11点と4点ずつ違いましたけれども、その4点ずつ違った部分の違いの要因というのは何だったのかということについてお聞きしたい。

○工藤スポーツ振興課総括課長 採点は、それぞれ100点満点で行っておりまして、その100点満点で行ったものに対して順位点をつけます。この方が1位とつけた方については何点、2位とつけた場合には何点という形で順位点をつけます。その順位点の合計が19点であり、15点であり、11点ということでございますので、その要因は何かと言われると、ただの順位、その評点の結果の順位、1位、2位、3位だったということになってしまいます。

○ハクセル美穂子委員 そういう点数のつけ方で19点、15点、11点というのはわかりましたけれども、1位になった団体の決め手というか、ほかの2団体と特に顕著に違うというか、評価された点というのはどこなのかというのは県としては把握はされていないのですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 採点項目が先ほど申し上げた三つございまして、県民の平等な利用の確保が図られるものである点、それから設置目的の効果的かつ効率的に達成できるものであること、施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること、その他でございます。それをさらに細かくいたしますと、審査項目といたしまして、設置目的の理解、業務利用の確保、それから利用促進、サービス向上、施設管理、収支計画、経営基盤、実施体制、業務実績、危機管理対策、情報管理となっております。これがというもの余りなくて、全般的にというふうにお話しする以外にないと思っています。

○城内よしひこ委員長 何が評価されてそれに反映されたのか、代表的なものを。

○工藤スポーツ振興課総括課長 最も大きいポイントとすると、実施体制の部分ではないかと思われます。施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していることの中に実施体制という項目がございまして、その得点が差につながったのではないかと考えられます。

○ハクセル美穂子委員 実施体制で違うということで、そうすると例えば正規雇用がほかのところも実はこれよりももっと低かったりとかと、そういうのがあったりとか、そういうのはあったのでしょうか。

そういうのも考えながら次に行きたいと思うのですが、実はこれは私の地元にある施設でありまして、私も利用しています。ちょっと気になる点があるので、予算をお聞きしたかったのですが、すごく冬が寒いのです。本当に寒いのです。以前の指定管理者のときは冬も暖かかったのですが、その後寒くて、私も子供を連れていっていたことがあるのですが、冬は子供を連れていくと子供が寒さで震えてしまうぐらい寒いので、私も冬は行っていないのです。夏場は行きますけれども。そういった声は私だけかなと思ったのですが、ほかの利用者の方からも実は同じ話をされたりとかしてまして、予算が下がっているのであればそういういたし方ない部分で経費節減をしているのかなというようなこともちょっと考えていたので、今お聞きしたのです。

それから、あともう一つ、子供を連れていくときにすごく気になっているのは、幼児プールというのと流れるプールと二つあるのですが、例えば親1人で3人子供を連れていって、1人幼児、そして2人は小学生だというときに、どちらにも親が必ずつかなければな

らないというルールにしているのです。そうすると、幼児のほうについていると小学生は入れないと。片方の親しかいないので、小学生のほうに幼児を連れていって、小学生が上がるまで、幼児のほうは、親がついていけるまでを待っていなければならないという、随分子育て家庭に優しい施設だなと思うところもあったりするのです。安全管理上、そうなのかもしれないのですけれども、その辺のところをウォータースライダーなんかもあって、子供が来ることを前提にしている施設の部分でそういうことが起こっていますので、その辺についてのところをしっかりと見ていただいて、さらにちゃんと利用してもらう施設にしていきたいなという部分がありますので、その点について予算額が激減しているのかどうか、そこをちょっと最後に確認したいと思います。

○工藤スポーツ振興課総括課長 まず、予算額が激減しているのかという御質問に対しましては、そんなことはないはずでございます。

そして、燃料費につきましては、精算経費ということで、実績に応じて請求できるということにして算定しておりますので、燃料費を必要以上に節約することは余り考えにくいことではあるのですが、現在の施設管理者に対してはそういった部分の指摘等々についてしっかり伝えて、少なくとも冬寒いということであればますます利用者が減ってしまいますので、そういうことのないように伝えたいと思います。

それから、子供に保護者がつくルールというのは私正直承知していなかったのですが、安全管理の上からの配慮だと思います。ただ、監視員につきましても子供用プールについてはかなり手厚目に配置するように指示しておりますので、そういった部分で何とかできないのかというものを相談させていただきたいと思っています。

○郷右近浩委員 それでは、ちょっと私からも何点か質問させていただきたいと思います。

先ほど来の質疑の中でお話がありました債務負担行為限度額の設定なのですが、実はこの前に行われました商工労働観光部の審査では債務負担行為限度額の設定については、ある程度県のほうでこのぐらいの金額という考え方を示して、公募した中でそれぞれの収支計画書を出していただいて、それはそれとしてその中におさまる分であればということで、お願いすると。おさまらなくても、その分は後から調整というか、その枠の中でいろいろ話しながら進めるといったような話をされたわけですが、今回出ている資料全般を拝見させていただきますと、この文化スポーツ部に係る部分は、さっきの説明の中にもありましたが、一回自分たちとしては大体債務負担行為の最大額というか、このぐらいだということで持っていながら、提案をそれぞれしていただく。そして、提案いただいた後に決まったところを参考にしながら、例えばそこで調整かけたものが今回この数字になっているのかなというふうに見受けられるぐらい、大体同じような数字になっているようで、その点についてまずお聞きします。

○工藤スポーツ振興課総括課長 県が設定した上限額については、応募者を募集する際にあらかじめ提示しております。そういった中で申請していただきます。

○郷右近浩委員 では、今度はその前提に立ってなのですが、私もちょっと今回特

にここに限らずなのですけれども、人件費のところで、例えば2人正規職員があると思えば、16人で1,600万円なんてというような、そんな数字というのはちょっと異常だなというような気はして拝見させていただいていました。

特にこの屋内温水プールでも、これまでは正規職員が1人しかいなかったと。だとすると、恐らく以前の委託の際には正規職員分の給与、それが400万円なのか600万円なのかといったような中で今回は2人で800万円といったような金額。どっちがどのぐらいなんていることはわからないし、これから職員募集であったり、実際の運営体制をつくるという話でありますから、最後は予算のときなのでしょうけれども、ただその中で今回は、特に文化スポーツ部から出てきているこちらの指定管理については、正規職員が1名から2名と、若干でもふやそうといったような意思が見受けられるかなというような気はして拝見させていただいております。例えばほかの施設などに関しては、それぞれ予算自体も、これは3年から5年といったような期間の変更等もある中ではありますが、多少上積みになっていたり。当初のこれまでの限度額よりも実質上になっている部分も含めて、これをきちんとそうした雇用体系、少しでも何かしらやろうかとしているようなふうに見受けられたわけですが、そうしたような考え方というのはあったのでしょうか。指導というか、そういうところがあったのでしょうか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 私どものほうで意図的に正規職員をふやすようにとか、そういった指導をしたことはございません。

○上田文化スポーツ部長 若干補足をさせていただきたいと思います。

今回は、まずスポーツ関係施設の指定管理の候補者で、その多くはスポーツ振興事業団でございます。結局募集の中でそういった提案が結果的にできたということにはなるのですが、やはりこういった正規雇用とか雇用の関係は指定管理者の責任というものをスポーツ振興事業団でかなりお感じになっていたのではないかと。そういうこともあって、そういったところを工夫した内容で御提案をいただいたのではないかというふうに推測はしております。

○郷右近浩委員 直接的ではないにしても、恐らくこれまでの経緯の中でというような部分だと思いますし、割合的にはどうしてもなかなか正規の職員数は、倍増になったとはいえ、1人ふえたような形では、まだまだかなというふうには私自身も感じるわけでありませうけれども、やはりそうした施設をそれぞれの管理責任であったり、いろいろな中でこのように1人でも正規職員をふやしてというような形になっていくということは、まずいい方向に進んでいるのかといった気がして拝見させていただいています。

ただ、その中で今度は、くしくもスポーツ振興事業団の話で言っていましたけれども、スポーツ振興事業団のところは、それこそ幾らかは債務負担行為限度額が金額的にはふえているところが多いのですけれども、屋内温水プールに関しては、これは3年ベースで債務負担行為限度額としていたものと比べると、5年ベースでの債務負担行為限度額は減額というような形になっております。もちろんこれは相手に示して、それでオーケーという

形だから、それでということでしょうし、去年までは、債務負担行為限度額よりも指定管理料が割り込んで受けていただいていたかどうかという部分があります。ただ今回は屋内温水プールの運営について、やっぱり何かしらこれまでと違って、どこかでお金を生み出してこないと、職員を2人にして、なかなか立派なお給料を払ってとなると大変だと思うわけでありましてけれども、先ほどの質疑の中でも私自身どうしてもそこら辺がうまく見えてこないというような思いがあるわけです。あくまでこれも今回指定管理をお受けになれるといったところが何とか頑張るってやるという、それだけでこのような形になっていくわけなのでしょうか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 屋内温水プールにつきましてですけれども、提案書を私も拝見しまして、かなり意欲的な実施事業等を計画されているというふうには感じたところでございます。

それから、先ほどちょっとお話ししました燃料費の関係でございまして、燃料費につきましては非常に変動幅が大きいものですから、かなり余裕を持った積算をしております。そして、債務負担行為限度額にそれが反映されているところでございまして、逆に結果としてなのですけれども、平成28年度の実績ベースで申し上げますと、債務負担行為限度額が8,900万円に対しまして、実績の支払い額は8,483万5,000円と、400万以上の差で下回っているというような状況でございます。したがって、今回債務負担行為限度額が8,700万円あるいは8,800万円と、一見すると減額されているようにも見えるわけなのですけれども、実は実績ベースを考えますと、それでもまだ余裕があるというところで、これによる支障とか影響を受けるのは実質的にはほとんどないものと見込んでいるところでございます。

○高橋孝眞委員 この指定管理者を決めるわけですが、指定管理者を決めた場合に何をします、こうしますという内容があるわけですね。ほかに提案があるわけですが、この提案の内容についてはどのような確認をしているのでしょうか。その確認をすることによって、先ほどのような冬寒いですということがあった場合は、こうしなければいけませんという指導があるわけですが、その点はどういうふうにしてまいりますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 提案につきましては、面接審査と簡単に書いておりますが、いわゆるプレゼンテーションをしていただいております。プレゼンテーションに対しまして、提案書の内容等々について各選定委員会の委員のほうから詳しく質問があり、評価をしたというふうな選考経過となっております。

○高橋孝眞委員 決めるところまではいいのです。決めて、それから実際実施してもらった場合に、そのプレゼンテーションをやった内容、提案された内容について、どういうふうな格好で確認をしているかということです。

○工藤スポーツ振興課総括課長 確認は、年度報告もございまして、それから毎月の業務報告もございまして。それから、クレームが入りますと随時県のほうにも情報が共有されま

して、それに対する改善方法についても報告をいただくことになってございます。

○高橋孝眞委員 もう少しきめ細かにやらないと、先ほどのような問題があると思いますので、ある程度担当が月1回なり2回行くとか、現場に行って確認をするとか、そういう格好をとらないと厳しいのではないかと思いますし、それをしないと今度指定期間が3年から5年になるわけですので、ずっと議論をしないでいってしまうような可能性あるのではないかとさっきも話がありましたけれども、そういう部分をもうちょっと改善したらいいのではないかと思います。部長、どうでしょうか。

○上田文化スポーツ部長 委員のおっしゃることは、そのとおりだと思います。今までの指定管理者に関しましては、運営に関して、報告をいただいた都度、定期的な確認行為等は行ってまいりました。また、何かしらの問題があるかもしれない、あるいは何かが起こった際には随時に実際に実地に入りまして指導等を行ってまいりました。

今回この施設に関しては、指定管理者がかわるということになります。計画の内容については、すぐれた内容ももちろん入っております。ただ、これが実際にやられているかということについては、実地を見て、実際にお話をお伺いし、内容を確認するということが必要になるかと思います。ぜひ委員からの御意見も参考にいたしまして、きちんとそういった運営がなされるように、私らのほうでどういうやり方が適当か検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

○斉藤信委員 私が求めた先ほどの選定結果、それは出せないですか。例えば2位、3位のそれは個人情報だということで、企業名は伏せたとしても、それはぜひ出してください。

それと、この説明資料の9ページのところで、先ほど冬寒いとありましたが、冬場のプール水温30度前後をより適切に管理してまいりますと書いているのです。これ今までのプール水温は何度だったのか。ここで言う適切に管理というのはどういうことなのか、節約しようとしているのか、もっと暖かくしようとしているのか、それはわかりますか。

○上田文化スポーツ部長 選考の際のデータについては、若干個人情報が入っている部分がございます。そのところで、どういった内容について出せるものとちょっと検討させていただきますが、それについて内容がわかる形で何とか資料は御提供させていただきたいというふうに思います。

○城内よしひこ委員長 水温、室温は。

○上田文化スポーツ部長 水温については、継続的に長い間やってきている施設でございますので、水温を上げ下げするということは一般的には考えられることかと思いますが、詳細については今資料がございませんので、確認の上、委員の皆様へ御報告をさせていただきたいと思います。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 審議でも明らかにしました。一定の存在意義と役割はあるということはわかりましたけれども、新しい指定管理者になっても正規職員が2名であり非正規職員が16名と。特に圧倒的多数の非正規職員は時給750円という最低賃金ぎりぎりという、これは県が締結する契約に関する条例の精神にも反するし、県の事業でこういう低賃金構造というのはきちんとチェックをして是正をすると、そうすべきだと。ましてや先ほどハクセル委員からも寒いかいろいろありました。そういう声がやっぱり届かないようなものではだめだと。今度はお客様ボイスとかという意見箱の設置が出ていますけれども、この指定管理にしている意味が全くないのです、そういう利用者の声が届かない、改善されないというのは。

そして、今度新しい指定管理者だということけれども、中心のセントラルスポーツは今までやっていたところですから、指定管理者の組みかえですよ、率直に言うと。全く新しいところではないので、そういう点での責任は問われるのではないかと。この点について疑義がありますので、この議案に私は反対です。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数でありますので、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

午後5時を過ぎましたので、あす再度委員会を開催し審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議がないようですので、さよう決定をいたしました。

なお、あす午前10時から開会をいたしますので、当委員会の委員会室に御参集をいただくようお願いをいたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。